

J A 新 庄 市 の 現 況

ディスクロージャー誌 2023

令和4年4月1日～令和5年3月31日

J A新庄市

新 庄 市 農 業 協 同 組 合

はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

J A新庄市は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当J Aに対するご理解を一層深めていただくために、当J Aの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌「J A新庄市の現況」を作成いたしました。

皆さまが当J Aの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年7月
新庄市農業協同組合

(注) 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

J Aのプロフィール (令和5年3月末現在)

◇設 立	昭和47年3月
◇本店所在地	山形県新庄市沖の町5番55号
◇出 資 金	4億4,734万円
◇総 資 産	139億2,186万円
◇組合員数	1,948人
◇役員数	20人
◇職員数	56人
◇拠点数	5か所
◇単体自己資本比率	10.64%

目 次

あいさつ	1
1. 経営基本方針	2
2. 経営管理体制	2
3. 事業の概況（令和3年度）	3
4. 農業振興活動	5
5. 地域貢献情報	5
6. リスク管理の状況	6
7. 自己資本の状況	9
8. 主な事業の内容	10
【経営資料】	
I 決算の状況	
1. 貸借対照表	17
2. 損益計算書	19
3. 注記表	21
4. 剰余金処分計算書	37
5. 部門別損益計算書	37
6. 財務諸表の正確性等にかかる確認	40
II 損益の状況	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	41
2. 利益総括表	42
3. 資金運用収支の内訳	42
4. 受取・支払利息の増減額	43
III 事業の概況	
1. 信用事業	44
(1) 貯金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	
(2) 貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高	
② 貸出金の金利条件別内訳残高	
③ 貸出金の担保別内訳残高	
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑤ 貸出金の用途別内訳残高	
⑥ 貸出金の業種別残高	
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	
⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	

⑪ 貸出金償却の額	
(3) 内国為替取扱実績	
2. 共済取扱実績	50
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	
(2) 医療系共済の共済金額保有高	
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	
(4) 年金共済の年金保有高	
(5) 短期共済新契約高	
3. 農業・生活その他事業取扱実績	52
(1) 購買事業取扱実績	
① 買取購買品	
(2) 販売事業取扱実績	
① 受託販売品	
(3) 保管事業取扱実績	
(4) 利用事業実績取扱実績	
(5) その他の事業取扱実績	
IV 経営諸指標	55
1. 利益率	
2. 貯貸率・貯証率	
V 自己資本の充実の状況	56
1. 自己資本の構成に関する事項	
2. 自己資本の充実度に関する事項	
3. 信用リスクに関する事項	
4. 信用リスク削減手法に関する事項	
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	
9. 金利リスクに関する事項	
VI 連結情報	
1. グループの概況	71
(1) グループの事業系統図	
(2) 子会社等の状況	
(3) 連結事業概況	
(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	
(5) 連結貸借対照表	
(6) 連結損益計算書	
(7) 連結キャッシュ・フロー計算書	
(8) 連結注記表	
(9) 連結剰余金計算書	
(10) 農協法に基づく開示債権	
(11) 連結事業年度の事業別経常収益等	
2. 連結自己資本の充実の状況	103

- (1) 自己資本の構成に関する事項
- (2) 自己資本の充実度に関する事項
- (3) 信用リスクに関する事項
- (4) 信用リスク削減手法に関する事項
- (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
- (6) 証券化エクスポージャーに関する事項
- (7) オペレーショナル・リスクに関する事項
- (8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項
- (9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
- (10) 金利リスクに関する事項

【JAの概要】

1. 機構図	118
2. 役員構成（役員一覧）	119
3. 組合員数	120
4. 組合員組織の状況	120
5. 特定信用事業代理業者の状況	120
6. 地区一覧	121
7. 沿革・あゆみ	121
8. 店舗等のご案内	121

あいさつ

日頃より、私ども新庄市農業協同組合（JA新庄市）をご利用いただき心よりお礼を申し上げます。

さて、当農協の業務内容および活動状況等について、皆様よりご理解とご支援を賜り更にご利用いただくため、ディスクロージャー誌「JA新庄市の現況」を作成致しましたのでご紹介いたします。

当農協は昭和23年に新庄町農業協同組合として創立以来、一貫して『農民の協同組織の発展を促進し、もって農業生産力の増進と農民の経済的社会的地位の向上を図り、併せて国民経済の発展を期する』ことを目的に70余年の歩みを刻んでまいりました。この間、市制施行に伴う名称の変更や市内4農協の合併などを経て、組合員をはじめ地域住民の皆様を支えられ今日の農協を築いて来ることができました。

70余年の間に状況は変化し、経営規模の大きな農家の増加とともに農家人口と米の消費が減少、食料自給率は40%を切っています。そこにコロナウィルスの蔓延と国際紛争の勃発で食料と資材の物流が激変し、食料と生産資材が輸入困難な事態となって食料危機を実感することになり、食料安全保障が提案されています。食料・農業・農村基本法の見直しと重なり、消費者、生産者、行政、JAグループと一体となり、重要な課題として取り組んで参ります。

「農業所得の増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を最重点とし、創造的自己改革を実現するために事業利用に対する助成、各補助事業の活用と提案、取引先との販路拡大に向けた交渉、新品目振興への取り組み、市内小中学校等への管内農畜産物の無償提供、地域のイベントへの参加、移動購買車による管内巡回等を実施・継続し、組合員及び地域に必要とされる農協を目指し邁進致します。

今後とも、皆様に愛され、信頼される農協として諸事業、諸活動に取り組んで参りますので支援、ご鞭撻を賜ります様お願い申し上げます。

令和5年7月

新庄市農業協同組合
代表理事理事長 柿崎広昭

1. 経営基本方針

◇営農・経済事業部門

地域の環境と実態に即した農業振興に努め、消費者の視点に立った安全・安心な農畜産物の生産と提供に取り組みます。当JAでは、担い手の育成や作業受委託の推進、販売力の強化と営農指導員の活動の充実、生産コストの低減等の取り組みとして、市況対策、農業用軽油・灯油等の利用助成、ポイント制による肥料・農薬・飼料の利用額に応じた付与等を実施し、《所得の増大》に寄与し、《農業生産の拡大》に取り組みます。

産直施設を物流基地とし、移動購買車で巡回し生活物資の提供を行い地域のライフラインとして利用頂くとともに、地域見守り支援も同時に実施することで《地域の活性化》に貢献していきます。

◇信用・共済事業部門

組合員・利用者の満足度向上を目的とした事業展開を図り、「農業と地域に貢献できる地域金融機関」として、より「便利」でより「安心」なJAバンクをめざします。この目標の達成に向け、信頼されるJAを徹底的に追求した活動を展開し、収益力の向上と顧客基盤の拡充を図るとともに、事業推進体制の強化に取り組みます。

JA共済は、地域に根ざした農業協同組合の共済事業として、組合員等利用者一人ひとりのライフサイクルやライフスタイルに応じた「ひと、いえ、くるま」の生活総合保障を提供し、地域における満足度・利用度 NO.1 をめざします。

2. 経営管理体制

◇経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、組合員の意思を広く反映するとともに、業務執行を機動的に行うために経営管理委員会制度を採用しており、経営管理委員会を設置し、経営管理委員会が任命する理事が常勤して日常の業務に専念する体制をとっています。

経営管理委員は、組合の業務執行にかかる基本的事項や重要事項を定めるほか、理事の業務執行の監督を行っています。また、信用事業について常勤理事のなかで専任担当を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

3. 事業の概況（令和4年度）

令和4年度は新型コロナ対策が浸透し、ウィズコロナで日常生活を取り戻すと思われました。しかし、ロシアのウクライナ侵攻が勃発し、食料の流通が停滞し、加えて燃油や肥料の価格高騰と品不足が発生しました。

J Aグループでは、「予約運動」の取組みにより必要数を確保し価格上昇の抑制につなげる事が出来ました。

経済活動が平常化し、農産物価格の回復に期待は膨らみましたが、部門により明暗を分けることとなりました。

◇営農・経済関連事業

〈稲作〉

集荷数量は79,018俵（前年84,467俵）となりました。主力品種の「はえぬき」で天候やいもち病の発生により作況指数が「98」と下がり集荷数量が減少しました。米価格は1,000円アップとなり一等米比率も96%（前年91%）に向上しました。

〈野菜・園芸〉

露地野菜は、気象災害を回避し販売単価が上昇したため、販売高9,275万円（前年7,500万円）に増加、促成野菜も業務需要が回復し1,137万円（前年784万円）花卉も5,739万円（前年5,200万円）となりました。

〈畜産〉

飼料高騰の高騰が肥育経営を圧迫し、子牛は販売頭数226頭（前年242頭）で、平均価格は56万3千円/1頭（前年68万円/1頭）に下落し、販売高1億2,727万円（前年1億6,461万円）となりました。

酪農では、少子化による学校給食の需要減少が不安要素となっていますが出荷乳量は743t（前年767t）となりました。

〈購買〉

新型コロナとウクライナ侵攻が、燃料・肥料・飼料等の清算資材価格を高騰させましたが、積極的な先取り仕入れにより数量確保と価格抑制に取り組みました。

農機自動車センターでは、農業機械は補助事業による供給が年度内にできた事で前年を上回ったものの、自動車については、半導体不足による自動車の納品遅れや自動車本体の不足により供給が減少しました。

購買事業全体の供給高は6億3,346万円（前年比91.6%）となりました。

生産資材は供給高4億292万円（前年比94.4%）となりました。

生活資材は供給高44,262万円（前年比105.6%）となりました。

農機自動車センターは、農機部門供給高1億6,988万円（前年比103.6%）、自動車部門供給高16,385万円（前年比27.6%）となりました。

◇信用事業

〈貯金〉

低金利の長期化と物価高から、貯蓄の動きは鈍化し残高減少が続いている現状の中で、ネットバンク、JAバンクアプリ等のITツールの機能拡充・利用促進を図り、窓口感謝デー、日帰りでの年金受給者の旅行を開催しました。

年度末貯金残高は124億2,783万円（前年比98.0%）となりました。

〈貸付〉

農業融資は、機械導入や農地取得といった経営基盤拡充の資金需要に柔軟に対応することで、組合員の営農活動の進展に寄与できました。

住宅ローンやマイカー・教育等の小口ローンについては、キャンペーン等による金利優遇商品の提案により利用者を拡大できました。

年度末貸出金残高は、42億4,945万円（前年比103.7%）となりました。

5年度から新たに「貸出システム」が稼働しネットでの融資手続きやペーパーレス化を進め、利便性・迅速性を実現し利用しやすい環境構築を図ってまいります。

◇共済事業

万が一に備え、ライフアドバイザー（LA）を中心に役職員による総合保障の提案活動を実施した結果、長期共済60万ポイント（目標比85.7%）短期共済92.4万ポイント（目標比106.1%）となりました。

また、支払共済金額は満期共済金1億1,154万円、事故による共済金2億7,997万円、その他支払共済金を合わせて4億2,088万円となりました。

4. 農業振興活動

- ☆水稲直播栽培圃場実演会の開催
- ☆「みのりの秋」最上但馬牛肉賞味会の開催
- ☆「産直いなふね」において、新鮮・安心・安全な農産物及び加工品の販売
- ☆管内小学校への食農教育の副読本の提供
- ☆管内保育園への食材提供（人参）
- ☆安心・安全な農畜産物づくりへの取組み（生産履歴記帳運動）
- ☆青年部食育活動 市内小学校での田植・稲刈り指導
- ☆農業所得申告相談会

5. 地域貢献情報

- ☆青年部による老人介護施設への米（つや姫）寄贈
- ☆子供食堂への米提供（はえぬき）
- ☆JA共済カーブミラー寄贈（新庄市へ）
- ☆移動購買車による巡回（無店舗・買物困難地域への巡回）
- ☆職員による地域見守り支援の実施
- ☆管内小中学校への給食食材提供 6月（にら） 9月（ねぎ） 1月（牛肉）
- ☆「飲酒運転撲滅」街頭広報活動
- ☆地域イベントへの参加

6. リスク管理の状況

◇リスク管理体制

〔リスク管理基本方針等〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、審査部等を設置し、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負

債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達が余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことであります。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことであります。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことであります。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことであります。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「システムリスク管理マニュアル」を策定しています。

◇法令遵守体制

[コンプライアンス基本方針]

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法

令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このためコンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

[コンプライアンス運営態勢]

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本所各部門にコンプライアンス推進担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の窓口を設置しています。

◇金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえで、その内容をホームページ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

電話番号：0233-22-3966

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

山形県弁護士会示談あっせんセンター、仙台弁護士会紛争解決支援センター

東京弁護士会紛争解決センター（電話番号：03-3581-0031）

第一東京弁護士会仲裁センター（電話番号：03-3595-8588）

第二東京弁護士会仲裁センター（電話番号：03-3581-2249）

①の窓口またはJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話 03-6837-1359）にお申し出ください。なお東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会については、各弁護士会に直接紛争解決をお申し出いただくことも可能です。

また、東京三弁護士会では東京以外の地域の方々からの申立について、申立者の居住地の近隣弁護士会で手続を進める「現地調停・移管調停」が、東京三弁護士会が設置している仲裁センター等で利用することができます。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話番号 03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一社）自賠償保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財) 日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

(公財) 交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧いただくか、①の窓口にお問い合わせください。

◇内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本所・支所等のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事理事長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会・経営管理委員会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事理事長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

7. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年3月末における自己資本比率は、10.64%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	新庄市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	447百万円（前年度452百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、19年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

8. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、JA・農林中金の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

◇貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

◇貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

◇為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇その他の業務及びサービス

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、口座振替サービスなど取り扱っています。

また、キャッシュカードご利用で全国のJAでの貯金のお出し入れや銀行、信用金庫、コンビニなどのATM・CDでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

貯金商品一覧

普通貯金	いつでも、いくらでも預入れ、払戻しができる貯金です。
総合口座	普通貯金、定期貯金、自動融資を一冊の通帳にセット。給与や年金の受取、公共料金やクレジット代金等の自動支払いの他、残高不足でも定期貯金の90%まで自動融資が受けられます。
スーパー定期	預入期間は1ヶ月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年の他、満期日指定型もあります。（預入限度1,000万円未満）
大口定期貯金	1000万円以上から預入できます。預入期間は1ヶ月以上5年以内であれば自由に選べます。預入時点の市場実勢金利を反映した定期貯金です。
期日指定定期貯金	最長預入期間は3年（据置期間1年）。1年複利ですので、長く預ける程利息が利息を生む、大変お得な定期貯金です。（預入限度300万円未満）
積立定期貯金	積立期間は、目標式（1年以上10年以内で自由設定）と期間を定めない自由式の2種類があります。1本1本の積立金を期日指定定期貯金でお預かりし、満期日に1口の元金として一度に受け取れます。
定期積金	積立期間は6か月以上、10年以内。積立額を自由に設定し、毎月一定額を積み立てます。

貸出商品一覧

アグリマイティ資金	農業に関する設備費・運転資金について貸出期間原則10年以内（対象事業に応じ最長20年以内）で事業費の100%の範囲内で貸出致します。
JA 農機ハウスローン	農業に関する大農機具購入について貸出可能期間原則10年以内で一組合員あたり1,800万円以内とし所要額以内で貸出致します。
営農ローン	営農運転資金について貸出期間1年以内（自動更新）で極度額300万円以内（農産物販売代金の7割）を貸出致します。
アグリスーパー資金	農業に関する運転資金について貸出期間1年以内で水田・畑作経営所得安定対策にかかる過去の生産実績に基づき支払われる交付金相当額及び対象品目の販売代金相当のうち、JA口座に入金される金額の範囲内で貸出致します。
担い手応援ローン	農業に関する運転資金について貸出期間1年以内（自動更新）で貸出金3,000万円以内を貸出致します。
事業資金	事業運営に必要な資金について資金期間30年以内（運転資金は5年以内）で農協所定の限度額内で、所要範囲内で貸出致します。

生活資金	生活に必要な資金について貸出期間 10 年以内で農協所定の限度額内で所要額範囲内を貸出致します。
住宅ローン	住宅に関する資金について貸出期間 35 年以内で貸出金 10,000 万円以内とし所要額以内で貸付致します。
リフォームローン	住宅の増改築・改装・補修、住宅関連施設の設置等に関する資金について貸出期間 15 年以内で貸出金 1,000 万円以内とし所要額以内で貸出致します。
マイカーローン	自動車に関する必要資金について貸出期間 10 年以内で貸出金 1,000 万円以内とし所要額以内で貸出致します。
教育ローン	教育に関する必要資金について貸出期間 15 年以内で貸出金 1,000 万円以内とし所要額以内で貸出致します。
フリーローン	生活に必要な資金について貸出期間 5 年以内（JA 住宅ローン利用者は 7 年以内）で貸出金 300 万円以内とし所要額以内で貸出致します。
賃貸住宅ローン	賃貸住宅に関する資金について貸出期間 30 年以内で農協所定の限度額内で所要額以内を貸出致します。
負債整理資金	経営改善計画書において負債整理資金利用による債務整理を認められた負債について貸出期間 35 年以内で農協所定の限度額以内で所要額以内を貸出致します。

手数料一覧

取扱手数料項目		手数料金額	徴収方法
項目	細目	(円)	
1. 貸出・貯金等 事務共通	(1) 残高証明書発行手数料 (1通)	660	受付の都度
	(2) 取引明細表発行手数料 (1通)	1,100	〃
2. 貸出・債務 保証事務	(1) 融資証明書発行手数料 (1通)	3,300	受付の都度
	(2) 貸付金条件変更手数料 (1件)	6,600	変更の都度
	(住宅ローンのみ)		
	(3) 貸付金繰上償還手数料 (1件)		
	(住宅ローンのみ)		
	①一部繰上償還		償還の都度
	ア. 窓口利用	4,400	
	イ. インターネットバンキング利用	無料	
	②全額繰上償還		
	ア. 貸付実行日より 3 年未満の経過	4,400	償還の都度
イ. 貸付実行日より 3 年以上 5 年未満の経過	3,300	〃	
ウ. 貸付実行日より 5 年以上 7 年未満の経過	2,200	〃	
	エ. 貸付実行日より 7 年以上の経過	1,100	
(4) 発行手数料 ローンカード		無料	

	(5)再発行手数料 ローンカード		1,650	受付の都度
	(6)貸付取扱手数料 ①融資金額500万円以下 ②融資金額500万円超		30,800 44,000	融資の都度 "
3. 貯金業務	(1)貯蓄貯金自動振替サービス手数料 (1契約)		無料	
	(2)カード発行手数料 ①磁気キャッシュカード (1枚) ②ICキャッシュカード (1枚) ③JAカード(一体型) (1枚)		無料 無料 無料	
	(3)再発行手数料 ①貯金通帳 (1冊) ②貯金証書 (1通) ③磁気キャッシュカード (1枚) ④ICキャッシュカード (1枚) ⑤JAカード(一体型) (1枚)		2,200 2,200 2,200 2,200 2,200	受付の都度 " " " "
	(4)手形等用紙代 ①小切手帳 (1冊) ②約束手形・為替手形 (1冊) ③自己宛小切手 (1枚) ④マル専手形 (1枚)		660 880 550 550	交付の都度 " " "
	(5)マル専当座貯金口座開設手数料 (1口座)		3,300	口座開設時
	(6)口座振替・振込手数料 (1件)	個別契約による		個別契約による
	(7)法人JAインターネットバンキング口座振替・振込手数料		"	"
	(8)窓口収納手数料 (1件)	個別契約による		個別契約による
	(9)同一店内振込手数料 (1件) ①窓口 ア.振込金額3万円未満 イ.振込金額3万円以上 ②自動化機器 ア.系統カード振込 イ.他行カード振込 ③インターネットバンキング		220 440 110 220 無料	取引の都度 " " " "
	(10)定時定額自動振替	個別契約による		取引の都度
	(11)インターネットバンキングサービス利用料		無料	
	(12)法人JAインターネットバンクサービス利用料 ①契約料 ②照会・振込サービス利用料		無料 1,100	口座振替
	③照会・振込サービス利用料+データ伝送サービス利用料		3,300	口座振替
	(13)顧客手数料 下表のとおり		下表のとおり	取引の都度

		当組合本所宛(注1)		他金融機関宛		
送金手数料		1件につき 550 円		普通扱い (送金小切手)	1件につき 770 円	
振込 手数料	窓口 利用 (注2)	3万円未満1件につき 330 円		電信扱い	3万円未満1件につき 660 円	
		3万円以上1件につき 550 円			3万円以上1件につき 880 円	
	機械 利用 (注3)	当組合 カード	3万円未満1件につ き 330 円		電信扱い	3万円未満1件につき 660 円
			3万円以上1件につ き 550 円			3万円以上1件につき 880 円
		他県・ JFマリン カード	3万円未満1件につ き 330 円		電信扱い	3万円未満1件につき 660 円
			3万円以上1件につ き 550 円			3万円以上1件につき 880 円
他行 カード	3万円未満1件につ き 330 円		電信扱い	3万円未満1件につき 660 円		
	3万円以上1件につ き 550 円			3万円以上1件につき 880 円		
代金取立手数料 (隔地間)		1通につき 550 円		至急扱い	1通につき 880 円	
				普通扱い	1通につき 660 円	
○送金・振込の組戻料		1件につき		660 円		
○不渡手形返却料		1通につき		660 円		
○取立手形組戻料		1通につき		660 円		
○取立手形店頭呈示料		1通につき		660 円		
ただし、660 円を超える取立経費を要する場合は、その実費を徴する。						
○離島回金料				無 料		

(注1) 系統あての振込等については、当組合本所あての料率を適用する。

(注2) 視覚障がいをお持ちの顧客の窓口利用は、機械利用(自動化機器)と同額とする。

(注3) 機械利用とは定時定額送金契約による振込、自動化機器による振込、インターネットバンキング、JAインターネットバンキングによる振込等をいう。

ATM 手数料

曜 日	時 間 帯	同一農協内取引 県内農協相互間 系統全国ネット		ゆうちょ銀 行提携ネッ ト（注1）		業態間 提携ネット			ローン銀行・イ ーネット ATM 提 携 （注2）
		入金	出金	入金	出金	JFマリン バンク	三菱UFJ 銀行	以外	
平 日	8:00 ~ 8:45	無料	無料	無料	220	無料	110	220	110
	8:45 ~ 18:00				110		無料	110	無料
	18:00 ~ 23:00				220		110	220	110
土曜日	8:00 ~ 9: 00				220		110	220	110
	9:00 ~ 14:00				110		110	220	無料
	14:00 ~ 21:00				220		110	220	110
日曜日	8:00 ~ 21:00				220		110	220	110
祝 日	8:00 ~ 21:00				220		110	220	110
年末日	8:00 ~ 21:00				220		110	220	110

曜 日	時 間 帯	ATM振込		
		JFマリン カード	他県カード	他行カード
		出金	出金	出金
平 日	8:00 ~ 8:45	無料	無料	220
	8:45 ~ 18:00			110
	18:00 ~ 23:00			220
土曜日	8:00 ~ 9:00	無料	無料	220
	9:00 ~ 14:00			220
	14:00 ~ 21:00			220
日曜日	8:00 ~ 21:00	220		
祝 日	8:00 ~ 21:00	220		
年末日	8:00 ~ 21:00	220		

(2) 系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組み仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1)個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2)経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善を実施、(3)全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援資金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2022年3月末における残高は1,652億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2022年3月末現在で4,627億円となっています。

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	3年度 (令和4年3月31日)	4年度 (令和5年3月31日)
(資 産 の 部)		
1 信用事業資産	11,762,821	11,553,120
(1) 現金	90,573	99,915
(2) 預金	7,642,997	7,265,256
系統預金	(7,590,989)	(7,190,741)
系統外預金	(52,007)	(74,514)
(3) 貸出金	4,095,707	4,249,452
(4) その他の信用事業資産	14,941	14,463
未収収益	(7,040)	(7,015)
その他の資産	(7,901)	(7,447)
(5) 貸倒引当金	△81,399	△75,967
2 共済事業資産	830	218
(1) その他の共済事業資産	830	218
3 経済事業資産	357,382	388,621
(1) 経済事業未収金	116,830	103,881
(2) 経済受託債権	109,302	185,169
(3) 棚卸資産	136,387	107,156
購入品	(136,387)	(107,156)
(4) その他の経済事業資産	6,390	6,390
(5) 貸倒引当金	△11,528	△13,976
4 雑資産	40,513	34,750
5 固定資産	1,010,792	985,466
(1) 有形固定資産	1,002,285	978,079
建物	1,169,572	1,172,017
機械装置	177,765	176,844
土地	738,300	738,151
リース資産	244,559	239,314
その他有形固定資産	285,429	286,619
減価償却累計額	△1,613,341	△1,634,868
(2) 無形固定資産	8,506	7,387
6 外部出資	954,614	954,704
(1) 外部出資	954,614	954,704
系統出資	925,501	925,501
系統外出資	29,113	29,203
7 繰延税金資産	6,736	4,977
資産の部合計	14,133,691	13,921,860

(単位：千円)

科 目	3年度 (令和4年3月31日)	4年度 (令和5年3月31日)
(負 債 の 部)		
1 信用事業負債	12,710,150	12,444,769
(1) 貯金	12,676,061	12,427,834
(2) 借入金	5,363	4,856
(3) その他の信用事業負債	28,725	12,078
未払費用	(1,593)	(1,420)
その他の負債	(27,131)	(10,658)
2 共済事業負債	66,013	67,075
(1) 共済資金	32,416	34,351
(2) 未経過共済付加収入	33,565	32,700
(3) 共済未払費用	31	24
3 経済事業負債	110,632	120,296
(1) 経済事業未払金	69,998	61,859
(2) 経済受託債務	40,634	58,436
5 雑負債	97,780	93,440
(1) 未払法人税等	543	1,815
(2) リース債務	58,032	51,033
(3) 資産除去債務	12,018	12,297
(4) その他の負債	27,187	28,294
6 諸引当金	181,767	182,010
(1) 賞与引当金	2,183	4,280
(2) 退職給付引当金	99,257	108,785
(3) 役員退職慰労引当金	10,744	12,389
(4) 特例業務負担金引当金	33,664	29,068
(5) 子会社支援引当金	35,916	27,485
8 再評価に係る繰延税金負債	97,090	97,090
負債の部合計	13,263,435	13,004,683
(純 資 産 の 部)		
1 組合員資本	637,183	684,105
(1) 出資金	452,883	447,342
(2) 利益剰余金	196,771	250,500
利益準備金	137,207	148,707
その他利益剰余金	59,564	101,793
当期末処分剰余金	59,564	101,793
(うち当期剰余金)	(57,270)	(53,728)
(3) 処分未済持分	△12,471	△13,737
2 評価・換算差額等	233,071	233,071
(1) 土地再評価差額金	233,071	233,071
純資産の部合計	870,255	917,176
負債及び純資産の部合計	14,133,691	13,921,860

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	3年度	4年度
	(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
1 事業総利益	387,466	397,416
事業利益	1,122,423	1,013,293
事業費用	734,956	615,877
(1) 信用事業収益	108,680	105,313
資金運用収益	97,190	92,336
(うち預金利息)	(37,735)	(34,396)
(うち貸出金利息)	(53,541)	(54,285)
(うちその他受入利息)	(5,913)	(3,654)
役務取引等収益	9,713	9,229
その他経常収益	1,776	3,747
(2) 信用事業費用	43,590	13,506
資金調達費用	3,087	2,069
(うち貯金利息)	(2,521)	(1,867)
(うち給付補填備金繰入)	(107)	(102)
(うち借入金利息)	(9)	(14)
(うちその他支払利息)	(448)	(83)
役務取引等費用	2,798	2,838
その他経常費用	37,704	8,598
(うち貸倒引当金繰入)	(24,005)	-
(うち貸倒引当金戻入益)	-	(△5,431)
信用事業総利益	65,089	91,806
(3) 共済事業収益	106,034	96,299
共済付加収入	98,980	90,530
その他の収益	7,054	5,768
(4) 共済事業費用	6,555	5,093
共済推進費	3,802	2,676
その他の費用	2,752	2,416
共済事業総利益	99,479	91,206
(5) 購買事業収益	758,120	666,520
購買品供給高	691,660	597,093
購買品手数料	-	1,430
修理サービス料	44,403	47,181
その他の収益	22,056	20,815
(6) 購買事業費用	649,026	561,872
購買品供給原価	606,340	516,308
購買品供給費	2,523	2,331
修理サービス費	31,100	32,372
その他の費用	9,062	10,859
(うち貸倒引当金繰入)	-	(2,212)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△113)	-
購買事業総利益	109,093	104,647
(7) 販売事業収益	75,496	75,434
販売手数料	57,785	56,112
その他の収益	17,710	19,321
(8) 販売事業費用	4,334	4,140
その他の費用	4,334	4,140
(うち貸倒引当金繰入額)	(106)	(235)
販売事業総利益	71,161	71,293
(9) 保管事業収益	42,617	42,534
(10) 保管事業費用	8,915	8,304
保管事業総利益	33,701	34,229
(11) 利用事業収益	22,109	20,192
(12) 利用事業費用	11,544	12,178
利用事業総利益	10,564	8,014
(13) 宅地等供給事業収益	2,778	561
(14) 宅地等供給事業費用	117	35
宅地等供給事業総利益	2,661	525
(16) 指導事業収入	6,586	6,437
(17) 指導事業支出	10,871	10,744
指導事業収支差額	△4,285	△4,306

科 目	3年度	4年度
	(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
2 事業管理費	361,364	365,320
(1) 人件費	232,345	236,312
(2) 業務費	29,135	29,188
(3) 諸税負担金	21,390	20,974
(4) 施設費	73,715	74,205
(5) その他事業管理費	4,777	4,638
事業利益	26,102	32,095
3 事業外収益	44,091	44,841
(1) 受取出資配当金	16,020	16,020
(2) 賃貸料	14,186	13,906
(3) 雑収入	13,773	14,914
(4) 貸倒引当金戻入益	111	-
4 事業外費用	24,704	24,777
(1) 寄付金	345	535
(2) 賃貸費用	12,675	12,558
(3) 雑損失	11,683	11,675
(4) 貸倒引当金繰入	-	7
経常利益	45,489	52,159
5 特別利益	17,401	8,431
(1) 子会社支援引当金戻入益	17,401	8,431
6 特別損失	6,003	1,046
(1) 固定資産処分損	5,903	897
(2) 減損損失	99	149
税引前当期利益	56,887	59,544
法人税・住民税及び事業税	543	4,056
法人税等調整額	△926	1,759
法人税等合計	△383	5,815
当期剰余金	57,270	53,728
当期首繰越剰余金	-	48,064
土地再評価差額金取崩額	2,293	-
当期末処分剰余金	59,564	101,793

3. 令和3年度注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

(1)次に掲げるものの評価基準及び評価方法

①有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- イ 子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法
- ロ その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 購買品（肥料・農薬・飼料・出荷資材・温床資材の数量管理品）
総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- 購買品（農機・自動車）
個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- 購買品（上記以外）
売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法）

②無形固定資産

定額法

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法

(3)引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、信用部等が資産査定を実施し、当該部署から独立した企画管理部等が査定結果を検証しております。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤特例業務負担金引当金

旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出する特例業務負担金の令和4年3月末現在における令和14年3月までの将来見込額を計上しています。

⑥子会社支援引当金

子会社の再建に伴う親組合としての支援損失に備えるため、当該子会社の財務状態等を勘案し、損失見積額を計上しています。

(4)収益及び費用の計上基準

①収益認識関連

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財、又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下の通りであります。

イ 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ロ 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ハ 保管事業

組合員が生産した米、大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

ニ 利用事業

ライスセンター・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ホ 宅地供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

ヘ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービス等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(5)消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式としています。

(6)計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っております。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

②米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

そのうち、米については、当組合が販売を行いプール計算する「JA 共同計算」を行っており、「JA 共同計算」に

は、当組合が再委託した全国農業協同組合連合会山形県本部が販売を行いプール計算する「県域共同計算」の結果を組み入れています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、期末において経済受託債権および経済受託債務を相殺する会計処理を行うとともに、当組合が受け取る販売手数料を控除した経済受託債務残高を生産者への精算金として留保し、最終精算時に精算金として支払っています。

③ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

【会計方針の変更に関する注記】

収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

(2) 発行したポイントの会計処理

購買事業において、購買品の供給に伴い付与するポイントについて、従来は、付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上し、当該引当金の繰入額を事業費用として計上しておりましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、収益の計上を繰り延べる方法に変更しております。なお、契約負債を経済事業負債の経済受託債務に含めて表示しております。

時価の算定に関する会計基準の適用

当組合は、「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

【会計上の見積りに関する注記】

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当期の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）6,736千円（繰延税金負債と相殺前の金額は7,845千円であります。）

②その他の情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和2年6月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当期の計算書類に計上した金額 減損損失 99千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和2年6月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、次年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金①

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 92,932 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(i) 算定方法

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3)引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

(ii) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

(iii) 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

【貸借対照表に関する注記】

(1) 有形固定資産にかかる圧縮記帳額

取得価額から控除している圧縮記帳額は705,673千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 554,563千円 機械装置 77,185千円 その他の有形固定資産 73,925千円

(2) 担保に供している資産

定期預金のうち1,300,000千円をJAバンク基本方針に基づく相互援助預金の担保に、1,500,000千円を為替決済の担保に供しています。

(3) 子会社等に対する金銭債権及び債務

子会社等に対する金銭債権の総額は92,815千円です。

子会社等に対する金銭債務の総額は6,299千円です。

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び債務

理事、経営管理委員及び監事に対する記載すべき金銭債権の総額は97,001千円です。

理事、経営管理委員及び監事に対する記載すべき金銭債務はありません。

(5) 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権は無く、危険債権額は116,073千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は116,073千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(6) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

①再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日

②再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額
△296,261 千円

③同法第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める、当該事業用土地の近隣の地価公示法第 6 条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格（公示価格）に合理的な調整を行って算出しました。

【損益計算書に関する注記】

(1) 子会社等との取引高の総額

① 子会社等との取引による収益総額	15,754 千円
うち事業取引高	2,993 千円
うち事業取引高以外	12,675 千円
② 子会社等との取引による費用総額	545 千円
うち事業取引高	-千円
うち事業以外取引高	545 千円

(1) 減損損失に関する注記

①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位を基本にグルーピングを実施した結果、本所並びに農業関連施設については、組合員の JA 利用促進を通じて他の一般資産のキャッシュ・フローの生成に寄与しているため、また生活関連施設について、投資意思決定時の経緯からも同地域でのライフラインとしての機能を果たすことにより、組合員の JA 利用促進を図り、他の一般資産のキャッシュ・フローに寄与しているため、JA 全体の共用資産としています。

賃貸資産、遊休資産については、物件ごとにグルーピングを行っています。

当期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
梅ヶ崎用地	遊 休	土 地	業務外固定資産

②減損損失の認識に至った経緯

梅ヶ崎用地は遊休資産であり、処分可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。

③減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

梅ヶ崎用地	99 千円 (土地 99 千円)
合 計	99 千円 (土地 99 千円)

④回収可能額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

【金融商品に関する注記】

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けて、運用を行っています。

② 金融商品の内容及びリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸

出取引については、本所に融資審査担当部署を設置し与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が10,282千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方法などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	7,642,997	7,643,125	128
貸出金	4,095,707		
貸倒引当金(*1)	△81,399		
貸倒引当金控除後	4,014,308	4,113,510	99,202
資 産 計	11,657,305	11,756,636	99,330
貯金	12,676,061	12,676,845	784
負 債 計	12,676,061	12,676,845	784

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

《資産》

イ. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下 OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ロ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

《負債》

イ. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

④ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報に含まれていません。

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	
外部出資(※1)	954,615
合計	954,615

(※1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

⑤ 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	7,642,997	—	—	—	—	—
貸出金(※1・2)	522,579	304,349	252,382	229,964	207,312	2,566,689
合計	8,165,576	304,349	252,382	229,964	207,312	2,566,689

(※1) 貸出金のうち、当座貸越180,067千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は、「5年超」に含めています。

(※2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件12,430千円は償還日が特定できないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年以内 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※1)	11,662,259	339,317	477,515	183,058	13,558	352
合計	11,662,259	339,317	477,515	183,058	13,558	352

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

【退職給付に関する注記】

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全国農林漁業団体共済会との契約に基づく特定退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計上にあたっては、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	104,500 千円
退職給付費用	18,232 千円
退職給付の支払額	△21,801 千円
特定退職金共済制度への拠出金	<u>△1,674 千円</u>
期末における退職給付引当金	99,257 千円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	118,732 千円
特定退職金共済制度	<u>△19,475 千円</u>
退職給付引当金	99,257 千円

(4) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	18,232 千円
----------------	-----------

(5) 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金 3,047 千円を特例業務負担金引当金の取り崩しにより拠出しています。

なお、同組合より示された令和 4 年 3 月末現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、32,621 千円となっています。

【税効果会計に関する注記】

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	21,931 千円
減損損失（非償却資産）	12,797 千円
外部出資直接償却	15,755 千円
子会社支援引当金	9,934 千円
貸倒損失	11,497 千円
資産除去債務	3,324 千円
役員退職慰労引当金	2,972 千円
無形固定資産	3,197 千円
経済受取利息	1,823 千円
繰越欠損金	19,901 千円
その他	<u>1,713 千円</u>
繰延税金資産小計	104,848 千円
評価性引当額	<u>△97,003 千円</u>
繰延税金資産合計（A）	7,845 千円
繰延税金負債	
全農出資金	△148 千円
有形固定資産（除去費用）	<u>△960 千円</u>
繰延税金負債合計（B）	<u>△1,108 千円</u>
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	6,736 千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	
法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.71%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.89%
評価性引当額の増減	△10.13%
税務上の繰越欠損金等	△15.20%
その他	△0.82%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.67%

4年度注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

(1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

①有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- イ 子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法
- ロ その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 購買品（肥料・農薬・飼料・出荷資材・温床資材の数量管理品）総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- 購買品（農機・自動車）個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- 購買品（上記以外）
 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

②無形固定資産

定額法

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上してお

り、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、信用部等が資産査定を実施し、当該部署から独立した企画管理部が査定結果を検証しております。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤特例業務負担金引当金

旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出する特例業務負担金の令和5年3月末現在における令和14年3月までの将来見込額を計上しています。

⑥子会社支援引当金

子会社の再建に伴う親組合としての支援損失に備えるため、当該子会社の財務状態等を勘案し、損失見積額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

①収益認識関連

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財、又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下の通りであります。

イ 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ロ 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ハ 保管事業

組合員が生産した米、大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

ニ 利用事業

ライスセンター・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ホ 宅地供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

ヘ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービス等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式としています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っております。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については、当組合が販売を行いプール計算する「JA 共同計算」を行っており、「JA 共同計算」には、当組合が再委託した全国農業協同組合連合会山形県本部が販売を行いプール計算する「県域共同計算」の結果を組み入れています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、期末において経済受託債権および経済受託債務を相殺する会計処理を行うとともに、当組合が受け取る販売手数料を控除した経済受託債務残高を生産者への精算金として留保し、最終精算時に精算金として支払っています。

③ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買品手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

【会計方針の変更に関する注記】

時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

【会計上の見積りに関する注記】

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当期の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）4,977 千円（繰延税金負債と相殺前の金額は 6,037 千円であります。）

② その他の情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和 5 年 3 月に経営管理委員会で決議した中期経営計画（案）を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当期の計算書類に計上した金額 減損損失 149 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの

最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和5年3月に経営管理委員会で決議した中期経営計画（案）を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、次年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 89,955 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(i) 算定方法

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

(ii) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

(iii) 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

【貸借対照表に関する注記】

(1) 有形固定資産にかかる圧縮記帳額

取得価額から控除している圧縮記帳額は705,673千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 554,563千円 機械装置 77,185千円 その他の有形固定資産 73,925千円

(2) 担保に供している資産

定期預金のうち1,300,000千円をJAバンク基本方針に基づく相互援助預金の担保に、1,500,000千円を為替決済の担保に供しています。

(3) 子会社等に対する金銭債権及び債務

子会社等に対する金銭債権の総額は72,722千円です。

子会社等に対する金銭債務の総額は1,541千円です。

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び債務

理事、経営管理委員及び監事に対する記載すべき金銭債権の総額は89,364千円です。

理事、経営管理委員及び監事に対する記載すべき金銭債務はありません。

(5) 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権は2,540千円、危険債権額は103,652千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)

です。

債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は106,192千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(6) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を

「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

①再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日

②再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額
△296,261 千円

③同法第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める、当該事業用土地の近隣の地価公示法第 6 条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格（公示価格）に合理的な調整を行って算出しました。

【損益計算書に関する注記】

(1) 子会社等との取引高の総額

① 子会社等との取引による収益総額	14,840 千円
うち事業取引高	2,281 千円
うち事業取引高以外	12,558 千円
② 子会社等との取引による費用総額	545 千円
うち事業取引高	- 千円
うち事業以外取引高	545 千円

(1) 減損損失に関する注記

①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位を基本にグルーピングを実施した結果、本所並びに農業関連施設については、組合員の JA 利用促進を通じて他の一般資産のキャッシュ・フローの生成に寄与しているため、また生活関連施設について、投資意思決定時の経緯からも同地域でのライフラインとしての機能を果たすことにより、組合員の JA 利用促進を図り、他の一般資産のキャッシュ・フローに寄与しているため、JA 全体の共用資産としています。

賃貸資産、遊休資産については、物件ごとにグルーピングを行っています。

当期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
梅ヶ崎用地	遊 休	土 地	業務外固定資産

②減損損失の認識に至った経緯

梅ヶ崎用地は遊休資産であり、処分可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。

③減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

梅ヶ崎用地	149 千円（土地 149 千円）
合 計	149 千円（土地 149 千円）

④回収可能額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

【金融商品に関する注記】

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸 付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けて、運用を行っています。

② 金融商品の内容及びリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は組 合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。 また、通常の貸出取引については、本所に融資審査担当部署を設置し与信審査を行っています。審査 にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基 準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・ 向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行って

います。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が10,642千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方法などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	7,265,256	7,264,030	△1,225
貸出金	4,249,452		
貸倒引当金(*1)	△75,967		
貸倒引当金控除後	4,173,485	4,239,349	65,864
資 産 計	11,438,741	11,503,380	64,638
貯金	12,427,834	12,425,732	△2,101
負 債 計	12,427,834	12,425,732	△2,101

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

《資産》

イ. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ロ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリー

レートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

《負債》

イ. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- ③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報に含まれていません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	
外部出資	954,704
合計	954,704

- ④ 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	7,265,256	—	—	—	—	—
貸出金(※1・2)	519,904	287,258	260,811	237,246	215,173	2,716,237
合計	7,785,160	287,258	260,811	237,246	215,173	2,716,237

(※1) 貸出金のうち、当座貸越176,603千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は、「5年超」に含めています。

(※2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件10,280千円は償還日が特定できないため、含めていません。

- ⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年以内 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※1)	11,551,549	521,387	292,327	11,878	50,001	690
合計	11,551,549	521,387	292,327	11,878	50,001	690

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

【退職給付に関する注記】

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全国農林漁業団体共済会との契約に基づく特定退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計上にあたっては、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	99,257千円
退職給付費用	17,569千円
退職給付の支払額	△6,577千円
特定退職金共済制度への拠出金	△1,464千円
期末における退職給付引当金	108,785千円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	128,906 千円
特定退職金共済制度	<u>△20,120 千円</u>
退職給付引当金	108,785 千円

(4) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	17,569 千円
----------------	-----------

(5) 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金 2,875 千円を特例業務負担金引当金の取り崩しにより拠出しています。

なお、同組合より示された令和 5 年 3 月末現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、27,209 千円となっています。

【税効果会計に関する注記】

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	20,997 千円
減損損失（非償却資産）	12,838 千円
外部出資直接償却	15,755 千円
子会社支援引当金	7,602 千円
貸倒損失	11,497 千円
退職給付引当金	3,518 千円
資産除去債務	3,401 千円
役員退職慰労引当金	3,427 千円
無形固定資産	3,452 千円
経済受取利息	1,902 千円
賞与引当金	1,183 千円
繰越欠損金	11,255 千円
その他	<u>1,334 千円</u>
繰延税金資産小計	98,167 千円
評価性引当額	<u>△92,130 千円</u>
繰延税金資産合計（A）	6,037 千円

繰延税金負債

全農出資金	△148 千円
有形固定資産（除去費用）	<u>△910 千円</u>
繰延税金負債合計（B）	<u>△1,059 千円</u>
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	4,977 千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.73%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.72%
住民税均等割等	0.91%
評価性引当額の増減	△8.18%
欠損金の当期控除額	△18.90%
法人税額から控除される所得税額	1.52%
その他	8.75%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.77%

4. 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	3年度	4年度
1. 当期末処分剰余金	59,564,860	101,793,177
計	59,564,860	101,793,177
2. 剰余金処分額	11,500,000	11,000,000
(1) 利益準備金	11,500,000	11,000,000
3. 次期繰越剰余金	48,064,860	90,793,177

(注) 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用にあてるための繰越額3,000,000円が含まれています。

3年度 3,000千円

4年度 3,000千円

5. 部門別損益計算書（令和3年度）

（単位：千円）

区 分	計	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	共 通 管 理 費 等
事業収益 ①	1,122,423	108,680	106,034	763,163	137,957	6,586	
事業費用 ②	734,956	43,590	6,555	556,051	117,885	10,871	
事業総利益3 (1-2)	387,466	65,089	99,479	207,111	20,072	△4,285	
事業管理費 ④	361,364	62,445	60,519	170,713	40,985	26,701	
（うち減価償却費⑤）	(27,874)	(2,594)	(1,396)	(18,545)	(4,682)	(657)	
（うち人件費 ⑤'）	(232,345)	(40,737)	(41,463)	(106,849)	(25,104)	(18,193)	
うち共通管理費 ⑥		31,682	29,926	73,926	19,364	14,075	△168,974
（うち減価償却費⑦）		(1,478)	(1,396)	(3,449)	(903)	(657)	(△7,883)
（うち人件費 ⑦'）		(12,531)	(11,836)	(29,239)	(7,659)	(5,567)	(△66,831)
事業利益 ⑧ (③-④)	26,102	2,644	38,960	36,398	△20,913	△30,986	
事業外収益 ⑨	44,091	8,267	7,809	19,290	5,053	3,673	
うち共通分 ⑩		8,267	7,809	19,290	5,053	3,673	△44,091
事業外費用 ⑪	24,704	4,632	4,375	10,808	2,831	2,058	
うち共通分 ⑫		4,632	4,375	10,808	2,831	2,058	△24,704
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	45,489	6,279	42,393	44,880	△18,691	△29,371	
特別利益 14	17,401	3,263	3,082	7,613	1,994	1,450	
うち共通分 ⑮		3,263	3,082	7,613	1,994	1,450	△17,401
特別損失 ⑯	6,003	1,126	1,063	2,626	688	500	
うち共通分 ⑰		1,126	1,063	2,626	688	500	△6,003
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	56,887	8,416	44,411	49,866	△17,385	△28,422	
営農指導事業分配賦額 ⑲		5,827	5,485	13,557	3,553	△28,422	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱-⑲)	56,887	2,589	38,925	36,309	△20,938		

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

- (1) 共通管理費等 人頭割合
- (2) 営農指導事業 人頭割合

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。

（単位：％）

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	計
共 通 管 理 費 等	17.5	15.9	44.9	12.2	9.5	100 %
営 農 指 導 事 業	19.3	17.6	49.6	13.5		100 %

5. 部門別損益計算書（令和4年度）

（単位：千円）

区 分	計	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その 他事業	営 農 指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	1,013,293	105,313	96,299	710,248	94,993	6,437	
事業費用 ②	615,877	13,506	5,093	504,213	82,316	10,744	
事業総利益3 (1-2)	397,416	91,806	91,206	206,034	12,676	△4,306	
事業管理費 ④	365,320	59,942	54,211	197,047	32,825	21,296	
（うち減価償却費⑤）	(25,112)	(1,428)	(1,013)	(17,934)	(4,357)	(380)	
（うち人件費 ⑤'）	(236,312)	(41,641)	(39,012)	(121,625)	(17,444)	(16,590)	
うち共通管理費 ⑥		25,813	22,947	80,310	12,907	8,605	△150,582
（うち減価償却費⑦）		(1,140)	(1,013)	(3,545)	(570)	(380)	(△6,648)
（うち人件費 ⑦'）		(11,698)	(10,398)	(36,394)	(5,849)	(3,899)	(△68,238)
事業利益 ⑧ (③-④)	32,095	31,864	36,994	8,988	△20,149	△25,602	
事業外収益 ⑨	44,841	7,687	6,833	23,915	3,844	2,562	
うち共通分 ⑩		7,687	6,833	23,915	3,844	2,562	△44,091
事業外費用 ⑪	24,777	4,247	3,776	13,214	2,124	1,416	
うち共通分 ⑫		4,247	3,776	13,214	2,124	1,416	△24,777
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	52,159	35,304	40,051	19,689	△18,429	△24,456	
特別利益 14	8,431	1,445	1,285	4,496	723	482	
うち共通分 ⑮		1,445	1,285	4,496	723	482	△8,431
特別損失 ⑯	1,046	179	159	558	90	60	
うち共通分 ⑰		179	159	558	90	60	△1,046
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	59,544	36,570	41,177	23,627	△17,796	△24,034	
営農指導事業分配賦額 ⑲		4,370	3,884	13,594	2,186	△24,034	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱-⑲)	59,544	32,200	37,293	10,033	△19,982		

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

- (1) 共通管理費等 人頭割合
- (2) 営農指導事業 人頭割合

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。

（単位：％）

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営 農 指導事業	計
共通管理費等	17.2	15.2	53.3	8.6	5.7	100 %
営農指導事業	18.2	16.2	56.5	9.1		100 %

6. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確認書

- 1 私は、当JAの令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和 5年7月28日
新庄市農業協同組合
代表理事理事長 柿崎 広昭

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	30年度	元年度	3年度	3年度	4年度
経常収益（事業収益）	1,114	1,130	1,132	1,122	1,013
信用事業収益	127	112	106	108	105
共済事業収益	111	108	106	106	96
農業関連事業収益	712	773	794	763	710
その他事業収益	163	135	126	144	101
経常利益	△37	52	59	45	52
当期剰余金	△111	40	71	57	59
出資金 （出資口数）	469 (156,178)	464 (154,821)	458 (152,987)	452 (150,961)	447 (149,114)
純資産額	719	753	819	870	917
総資産額	14,179	13,808	14,273	14,133	13,921
貯金等残高	12,715	12,284	12,766	12,676	12,427
貸出金残高	3,786	3,472	3,749	4,095	4,249
剰余金配当金額	-	-	-	-	-
出資配当額	-	-	-	-	-
事業利用分量配当額	-	-	-	-	-
職員数	72	70	64	62	56
単体自己資本比率	9.21	9.79	9.33	10.00	10.64

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはありません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	3年度	4年度	増 減
資金運用収支	94	90	△4
役員取引等収支	6	6	0
その他信用事業収支	△35	△4	31
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	101 (0.85%)	96 (0.82%)	5 (△0.03%)
事業粗利益 (事業粗利益率)	408 (2.87%)	389 (2.77%)	△19 (△0.10)
事業純益	47	24	△22
実質事業純益	47	24	△23
コア事業純益	47	24	△23
コア事業純益 (投資信託解約損益を 除く)	47	24	△23

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	3年度			4年度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資金運用勘定	11,460	91	0.79	11,310	88	0.77
うち預金	7,469	37	0.49	7,085	34	0.47
うち有価証券	-	-	-	-	-	-
うち貸出金	3,990	53	1.32	4,225	54	1.27
資金調達勘定	12,814	2	0.01	12,659	1	0.01
うち貯金・定期積金	12,811	2	0.01	12,654	1	0.01
うち譲渡性貯金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	3	0	0.25	5	0	0.28
総資金利ざや	-	-	0.55	-	-	0.50

(注)

1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率 (資金調達利回+経費率)
2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、農林中央金庫からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	3年度増減額	4年度増減額
受 取 利 息	△3	△3
うち預金	△5	△3
うち有価証券	-	-
うち貸出金	1	
支 払 利 息	△2	△1
うち貯金・定期積金	△2	△1
うち譲渡性貯金	-	-
うち借入金	0	0
差 引	△1	△2

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、中金からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	3年度	4年度	増 減
流動性貯金	6,306 (49.2)	6,492 (51.3)	186
定期性貯金	6,478 (50.5)	6,138 (48.5)	△340
その他の貯金	25 (0.2)	23 (0.1)	△2
計	12,811 (100.0)	12,654 (100.0)	△156
譲渡性貯金	- (-)	- (-)	-
合 計	12,811 (100.0)	12,654 (100.0)	△156

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. () 内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	3年度	4年度	増 減
定期貯金	6,120 (100.0)	5,867 (100.0)	△253
うち固定金利定期	6,116 (99.9)	5,862 (99.9)	△253
うち変動金利定期	4 (0.0)	4 (0.0)	0

(注)

1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	3年度	4年度	増 減
手形貸付	-	-	-
証書貸付	3,857	4,104	247
当座貸越	176	163	△12
割引手形	-	-	-
合 計	4,033	4,268	235

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	3 年度	4 年度	増 減
固定金利貸出	3,029 (73.9)	3,224 (75.5)	342
変動金利貸出	879 (21.4)	832 (19.5)	△77
その他	186 (4.5)	211 (4.5)	△42
合 計	4,095 (100.0)	4,268 (100.0)	346

(注) () 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	3 年度	4 年度	増 減
貯金・定期積金等	14	11	△2
有価証券	-	-	-
動 産	-	-	-
不動産	823	780	△43
その他担保物	-	-	-
小 計	837	791	△46
農業信用基金協会保証	2,420	2,614	194
その他保証	564	596	32
小 計	2,984	3,210	226
信 用	273	247	△26
合 計	4,095	4,249	154

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤ 貸出金の用途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	3 年度	4 年度	増 減
設備資金	3,241 (79.2)	3,461 (81.5)	220
運転資金	850 (20.7)	783 (18.4)	△67
合 計	4,095 (100.0)	4,249 (100.0)	△154

(注) () 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位:百万円、%)

種 類	3 年度	4 年度	増 減
農業	1,155 (28.2)	1,014 (23.8)	△140
林業	33 (0.8)	31 (0.7)	△2
水産業	- (-)	- (-)	-
製造業	258 (6.3)	349 (8.2)	91
鉱業	83 (2.0)	79 (1.8)	△4
建設・不動産業	852 (20.8)	977 (22.9)	125
電気・ガス・熱供給水道業	43 (1.0)	46 (1.0)	3
運輸・通信業	- (-)	39 (0.9)	39
金融・保険業	121 (2.9)	120 (2.8)	△1
卸売・小売・サービス業・飲食業	804 (19.6)	956 (22.5)	151
地方公共団体	- (-)	- (-)	-
非営利法人	- (-)	- (-)	-
その他	741 (18.1)	633 (14.8)	△108
合 計	4,095 (100.0)	4,249 (100.0)	153

(注) () 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位:百万円)

種 類	3 年度	4 年度	増 減
農業	698	664	△34
穀作	216	391	175
野菜・園芸	30	37	7
果樹・樹園農業	-	-	-
工芸作物	-	-	-
養豚・肉牛・酪農	30	39	9
養鶏・養卵	-	-	-
養蚕	-	-	-
その他農業	420	195	△225
農業関連団体等	-	-	-
合計	698	664	△34

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	3 年度	4 年度	増 減
プロパー資金	676	643	△33
農業制度資金	22	20	△2
農業近代化資金	0	0	△0
その他制度資金	21	20	△1
合計	698	664	△34

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：千円)

種 類	3 年度	4 年度	増 減
日本政策金融公庫資金	5,363	4,856	△507
その他	-	-	-
合計	5,363	4,856	△507

- (注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況 (単位：百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3年度	0	0	-	-	0
	4年度	2	-	-	2	2
危険債権	3年度	116	33	13	68	116
	4年度	103	32	10	60	103
要管理債権	3年度	-	-	-	-	-
	4年度	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	3年度	-	-	-	-	-
	4年度	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	3年度	-	-	-	-	-
	4年度	-	-	-	-	-
小計	3年度	116	33	13	68	116
	4年度	103	32	10	60	103
正常債権	3年度	3,956				
	4年度	4,143				
合計	3年度	4,102				
	4年度	4,256				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

- ⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況
該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	3 年度					4 年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般 貸倒引当金	13	13	-	13	13	13	13	-	13	13
個別貸倒引当金	56	79	-	56	79	79	76	-	79	76
合 計	69	92	-	69	92	92	89	-	92	89

⑪ 貸出金償却の額

(単位：千円)

項 目	3 年度	4 年度
貸出金償却額	-	-

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

種 類		3 年度		4 年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件 数	4,303	18,091	4,324	19,758
	金 額	2,487,512	4,923,502	2,178,602	4,775,172
雑 為 替	件 数	285	196	291	120
	金 額	86,409	11,155	47,287	3,692
合 計	件 数	4,588	18,287	4,615	19,878
	金 額	2,573,921	4,934,657	2,225,889	4,778,865

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：千円)

種 類		3 年度		4 年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生命系	終身共済	470,097	15,415,418	293,185	14,606,422
	定期生命共済	424,000	608,800	63,000	671,800
	養老生命共済	73,500	4,848,200	58,090	4,451,753
	うちこども共済	22,200	1,888,400	29,500	1,827,300
	医療共済	5,000	157,000	3,000	141,000
	がん共済	-	11,500	-	11,500
	定期医療共済	-	67,200	-	57,200
	介護共済	16,946	141,887	9,827	151,715
	年金共済	-	-	-	-
建物更生共済		4,305,700	25,753,400	2,788,400	25,770,800
合 計		5,295,243	47,003,405	3,215,503	45,862,190

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類		3 年度		4 年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済		36	6,540	25	5,635
		29,400	33,810	26,763	63,530
がん共済		84	800	129	929
定期医療共済		-	109	-	91
合 計		120	7,449	154	6,653
		29,400	33,810	26,763	63,530

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	3年度		4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	33,669	203,896	27,833	229,729
認知症共済	-	-	42,600	42,600
生活障害共済（一時金型）	10,000	38,000	40,300	78,300
生活障害共済（定期年金型）	-	-	-	-
特定重度疾病共済	66,300	114,500	15,200	129,700

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：千円)

種 類	3年度		4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	13,002	165,088	7,874	168,600
年金開始後	-	30,529	-	28,067
合 計	13,002	195,618	7,874	196,667

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：千円)

種 類	3年度		4年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火災共済	4,509,300	5,067	4,385,300	4,821
自動車共済		100,570		102,120
傷害共済	6,413,000	2,647	10,440,500	2,549
団体定期生命共済	-	-	-	-
定額定期生命共済	12,000	57	12,000	57
賠償責任共済		199		173
自賠責共済		18,036		16,565
合 計		126,578		126,286

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

3. 農業・生活その他事業取扱実績

(1) 購買事業取扱実績

①買取購買品

(単位：千円)

種 類		3 年度	4 年度	
		供給高	供給高	
生産資材	肥 料	117,423	123,904	
	農 薬	122,214	115,126	
	飼 料	56,060	60,672	
	農業機械	163,865	169,884	
	温床資材	44,098	20,995	
	出荷資材	19,746	17,922	
	種 苗	37,384	41,994	
	そ の 他	29,796	22,311	
	計	590,589	572,812	
生活物資	食 品	米	6,160	7,709
		生鮮食品	10,779	11,211
		一般食品	21,063	21,793
	酒	1,057	891	
	日用雑貨	471	404	
	その他	2,378	2,251	
	自動車	59,158	16,385	
	計	101,068	60,647	
合 計		691,660	633,459	

(注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 販売事業取扱実績

①受託販売品

(単位：千円)

種 類	3 年度		4 年度	
	販売高	手数料	販売高	手数料
米	1,066,216	49,250	996,129	47,042
雑穀・豆類	5,061	202	13,129	525
野 菜	83,879	3,697	100,581	4,064
果 実	899	26	1,662	49
花き・花木	52,001	1,560	57,397	1,721
畜 産 物	281,221	2,812	236,720	2,367
林 産 物	7,842	235	11,373	341
合 計	1,497,122	57,785	1,416,994	56,112

(3) 保管事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		3 年度	4 年度
収 益	保 管 料	30,369	30,764
	荷 役 料	3,700	3,638
	そ の 他 収 益	8,546	8,131
	計	42,617	42,534
費 用	保 管 材 料 費	462	615
	保 管 労 務 費	4,667	4,332
	そ の 他 の 費 用	3,785	3,356
	計	8,915	8,304
差 引		33,701	34,229

(4) 利用事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		3年度	4年度
収 益	ライスセンター	16,538	16,339
	加工施設	323	377
	そ の 他	5,247	3,476
	計	22,109	20,192
費 用	ライスセンター	7,335	9,806
	加工施設	270	269
	そ の 他	3,938	2,103
	計	11,544	12,178
差 引		10,564	8,014

(5) その他の事業取扱実績

①宅地等供給事業

(単位：千円)

項 目		3年度	4年度
収 益	宅地等供給事業収益	2,778	561
	計	2,778	561
費 用	宅地等供給事業費用	117	35
	計	117	35

②指導事業

(単位：千円)

項 目		3年度	4年度
収 入	指導補助金	357	379
	賦課金収入	4,988	4,995
	実費収入	1,240	1,063
	計	6,586	6,437
支 出	営農改善費	4,729	4,618
	生活文化費	152	144
	教育情報費	5,989	5,981
	計	10,871	10,744

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

項 目	3年度	4年度	増 減
総資産経常利益率	0.32	0.37	0.05
資本経常利益率	5.38	5.83	0.45
総資産当期純利益率	0.40	0.38	△0.02
資本当期純利益率	6.77	6.01	△0.76

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率
 ＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区 分		3年度	4年度	増 減
貯貸率	期 末	32.31	34.19	1.88
	期中平均	31.15	33.38	2.23
貯証率	期 末	-	-	-
	期中平均	-	-	-

- (注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

	3年度	4年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	637,183	684,105
うち、出資金及び資本準備金の額	452,883	447,342
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	196,771	250,500
うち、外部流出予定額 (△)	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	△12,471	△13,737
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	13,128	13,834
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	13,128	13,834
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
うち、回転出資金の額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	29,714	14,857
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	680,025	712,796
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	6,153	5,343
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	6,153	5,343
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-

	3年度	4年度
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	6,153	5,343
自 己 資 本		
自己資本の額 (イ) — (ロ) (ハ)	673,872	707,452
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等		
信用リスク・アセットの額の合計額	6,561,806	6,477,112
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	330,162	330,162
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	330,162	330,162
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	173,915	171,574
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	6,735,721	6,648,687
自己資本比率		
自己資本比率 (ハ) / (ニ)	10.00	10.64

注1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。

2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。

3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット	3年度			4年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 A	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
現金	90,573	-	-	99,915	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機関向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	7,646,242	1,529,248	61,169	7,268,600	1,453,720	58,148
法人等向け	303,983	254,357	9,814	257,754	219,578	8,783
中小企業等向け及び個人向け	169,850	124,721	4,988	169,850	124,721	4,988
抵当権付住宅ローン	229,499	80,270	3,210	240,934	84,327	3,373
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	9,744	267	10	14,500	264	10
取立未済手形	7,900	1,580	63	7,123	1,424	56
信用保証協会等保証付	2,421,895	239,450	9,578	2,616,582	259,454	10,378
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	106,873	106,873	4,274	106,963	106,963	4,278
（うち出資等のエクスポージャー）	106,873	106,873	4,274	106,963	106,963	4,278
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-

上記以外	2,894,654	3,894,875	155,795	2,893,216	3,905,346	156,213
(うち他の金融機関等の対象資本等 調達手段のうち対象普通出資等及び その他外部TLAC関連調達手段に 該当するもの以外のものに係るエク スポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち農林中央金庫又は農業協同組 合連合会の対象資本調達手段に係る エクスポージャー)	961,754	2,404,385	96,175	961,754	2,404,386	96,175
(うち特定項目のうち調整項目に算 入されない部分に係るエクスポー ジャー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十 を超える議決権を保有している他の 金融機関等に係るその他外部TLA C関連調達手段に関するエクスポ ージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十 を超える議決権を保有していない他 の金融機関等に係るその他外部TL AC関連調達手段に係る5%基準額 を上回る部分に係るエクスポー ジャー)	-	-	-	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	1,932,899	1,490,489	59,619	1,931,462	1,500,960	60,038
証券化	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
(うち非STC適用分)	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用さ れるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-	-	-	-
(うちマンドート方式)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に 算入されるものの額	-	330,162	13,206	-	330,162	13,206
他の金融機関等の対象資本調達手段に係 るエクスポージャーに係る経過措置によ りリスク・アセットの額に算入されな か	-	-	-	-	-	-

	ったものの額 (△)						
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	-	-	-	-	-	-
	CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
	中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
	合計 (信用リスク・アセットの額)	14,217,533	6,561,806	262,472	14,004,796	6,477,112	259,084
	オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額		
		a	$b = a \times 4\%$	a	$b = a \times 4\%$		
		173,915	6,956	171,574	6,862		
	所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額		
		a	$b = a \times 4\%$	A	$b = a \times 4\%$		
		6,735,721	269,428	6,648,687	265,947		

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適合格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適合格付機関
株式会社格付投資情報センター (R & I)
株式会社日本格付研究所 (J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (M o o d y ' s)
S & P グローバル・レーティング (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (F i t c h)

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適合格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主以下のとおりです。

エクスポージャー	適合格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：千円)

		3年度			4年度		
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	三月以上延滞エクスポージャー
	国内	13,881,217	4,099,164	9,744	13,669,290	4,252,994	
	国外	—	—	—	—	—	—
地域別残高計		13,881,217	4,099,164	9,744	13,669,290	4,252,994	14,500
法人	農業	24,908	24,908	—	28,175	28,175	—
	林業	1,980	—	—	352	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—
	製造業	897	—	—	777	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	408	—	—	268	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	89	—	—	101	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	7,227,774	114,012	—	6,847,926	114,012	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	622,542	88,876	996	606,920	71,206	996
	日本国政府・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
	上記以外	206,466	173,875	2,054	175,771	160,161	2,054
個人		3,777,182	3,697,490	6,693	3,965,183	3,879,438	11,449
その他		2,018,966	—	—	2,043,812	—	—
業種別残高計		13,881,217	4,099,164	9,744	13,669,290	4,252,994	14,500
1年以下		7,851,436	205,193		7,489,410	180,809	
1年超3年以下		186,605	186,605		129,251	129,251	
3年超5年以下		209,644	209,644		206,609	206,609	
5年超7年以下		225,672	225,672		226,938	226,938	
7年超10年以下		215,765	215,765		206,618	206,618	
10年超		3,035,497	3,035,497		3,240,088	3,240,088	
期限の定めのないもの		137,630	20,786		126,559	22,678	
残存期間別残高計		13,881,217	4,099,164		13,669,290	4,252,994	

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	3 年度					4 年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	12,610	13,128	—	12,610	13,128	13,128	13,834	—	13,128	13,834
個別貸倒引当金	56,436	79,804	—	56,435	79,804	79,804	76,121	—	79,804	76,121

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区 分	3 年度						4 年度						
	期首残 高	期中増 加額	期中減少額		期末残 高	貸出金 償却	期首残 高	期中増 加額	期中減少額		期末残 高	貸出金 償却	
			目的使 用	その他					目的使 用	その他			
国 内	56,435	79,804	-	56,435	79,804	-	79,804	76,121	-	79,804	76,121	-	
国 外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地域別計	56,435	79,804	-	56,435	79,804	-	79,804	76,121	-	79,804	76,121	-	
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建設・不動産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	電気・ガス・ 熱供給・水道 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	卸売・小売・ 飲食・サービ ス業	47,284	50,513	-	47,284	50,513	-	50,513	39,170	-	50,513	39,170	-
	上記以外	2,733	2,054	-	2,733	2,054	-	2,054	2,055	-	2,054	2,055	-
個 人	6,417	27,235	-	6,417	27,235	-	27,235	34,895	-	27,235	34,895	-	
業種別計	56,435	79,804	-	56,435	79,804	-	79,804	76,121	-	79,804	76,121	-	

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：千円)

		3年度			4年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リス ク削 減効 果勘 案後 残高	リスク・ウェイト 0%	-	90,573	90,573	-	99,915	99,915
	リスク・ウェイト 2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 10%	-	2,394,504	2,394,504	-	2,594,539	2,594,539
	リスク・ウェイト 20%	6,400,042	1,246,200	7,646,242	6,250,041	1,025,683	7,275,724
	リスク・ウェイト 35%	-	229,344	229,344	-	211,684	211,684
	リスク・ウェイト 50%	9,744	-	9,744	12,065	-	12,065
	リスク・ウェイト 75%	-	166,294	166,294	-	160,363	160,363
	リスク・ウェイト 100%	303,875	1,852,670	2,156,545	260,189	1,868,424	2,128,613
	リスク・ウェイト 150%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 250%	-	961,754	961,754	-	961,754	961,754
	その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト 1250%		-	-	-	-	-	-
計		6,713,662	6,949,243	13,662,905	6,522,296	6,922,365	13,444,661

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	3年度		4年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-
抵当権住宅ローン	-	-	-	29,182
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-
上記以外	11,554	510,419	9,042	494,895
合計	11,554	510,419	9,042	524,077

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
- 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項**
該当する取引はありません。
- 6. 証券化エクスポージャーに関する事項**
該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当J Aにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②系統および系統外出資に区分して管理しています。①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当J Aの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	3年度		4年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	954,614	954,614	954,704	954,704
合計	954,614	954,614	954,704	954,704

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

該当する取引はありません。

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理担当部署のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

該当する取引はありません。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

<ul style="list-style-type: none"> 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。 複数の通貨の集計方法およびその前提 通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。 スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか) 一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。 内部モデルの使用等、ΔEVEおよびΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提 内部モデルは使用していません。 前事業年度末開示からの変動に関する説明 変動要因はありません。 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明 該当ありません。 <p>◇ΔEVEおよびΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 金利ショックに関する説明 リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。 金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNIIと大きく異なる点 特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	100	96	27	30
2	下方パラレルシフト	Δ 80	Δ 46	Δ 1	-
3	スティープ化	91	92		
4	フラット化	Δ 62	Δ 42		
5	短期金利上昇	2	-		
6	短期金利低下	Δ 6	Δ 9		
7	最大値	100	96	27	30
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	707		673	
IRRBB 1：金利リスク					

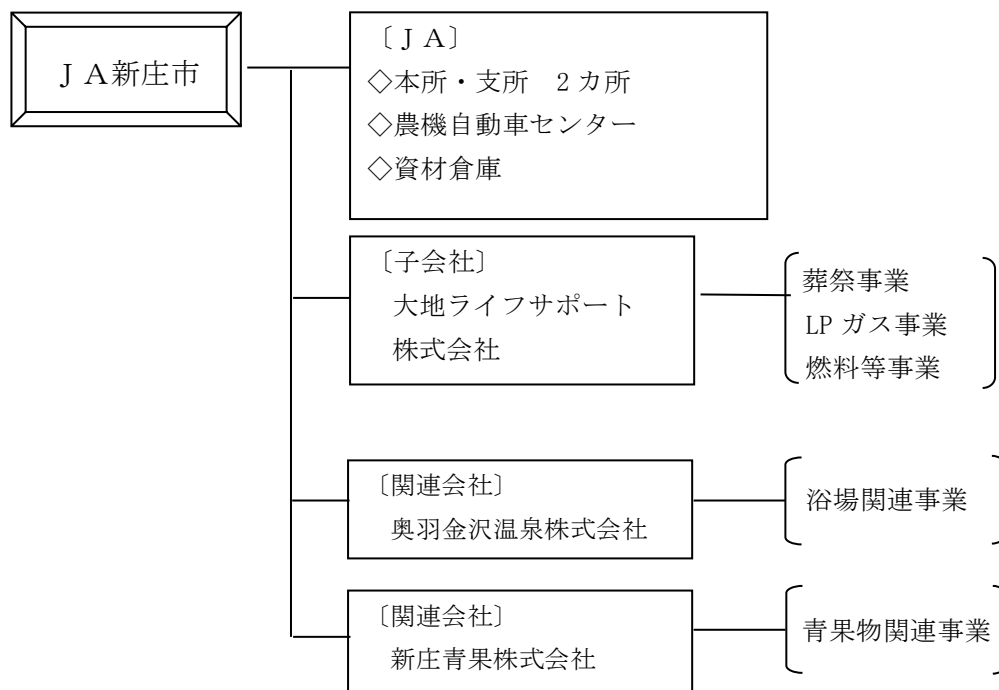
VI 連結情報

1. グループの概況

(1) グループの事業系統図

J A新庄市のグループは、当 J A、子会社 1 社、関連法人等 2 社で構成されています。

このうち、当年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結会社は、大地ライフサポート株式会社と奥羽金沢温泉株式会社、及び新庄青果株式会社の 3 社です。なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違ありません。



(2) 子会社等の状況

(単位：千円、%)

名 称	主たる営業所又は事務所の所在地	事業の内容	設 立 年月日	資本金又は 出資金	当 J A の 議決権比率	他の子会 社等の議 決権比率
大地ライフサポート株式会社	新庄市沖の町 5 番 64 号	葬祭・LP ガス・燃料事業	昭和 56 年 8 月	40,710	99.9	0
奥羽金沢温泉株式会社	新庄市金沢字西の山 3027-2	浴場業	昭和 61 年 2 月	29,000	34.5	0
新庄青果株式会社	新庄市大字鳥越字向平 1403	青果物関連事業	昭和 35 年 9 月	30,000	20.9	0

(3) 連結事業概況 (令和 4 年度)

◇ 連結事業の概況

① 事業の概況

令和 4 年度の当 J A の連結決算は、大地ライフサポート株式会社を連結し、関連法人等の奥羽金沢温泉株式会社及び新庄青果株式会社に対して持分法を適用しております。

連結決算の内容は、連結経常利益 60 百万円、連結当期剰余金 53 百万円、連結純資産 917 百万円、連結総資産 13,973 百万円で、連結自己資本比率は 10.64% となりました。

② 連結子会社等の事業概況

大地ライフサポート株式会社は、LP ガス・燃料事業、葬祭事業等を営み令和 4 年度は、売上高 459 百万円計上し、当期利益は 19 百万円となりました。

③ 関連法人等の事業概況

奥羽金沢温泉株式会社は、現在営業を休止しており、当期純損失は 9 千円となりました。

新庄青果株式会社は、青果物仕入・販売等事業を営み、売上高 67,277 千円を計上し、当期純損失 1,349 千円となりました。

(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、%)

項目	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
連結経常収益	1,704	1,660	1,531	1,582	1,470
(事業収益)					
信用事業収益	124	109	102	105	103
共済事業収益	111	109	105	105	96
農業関連事業収益	712	773	794	763	710
その他事業収益	757	669	530	607	561
連結経常利益	△24	44	82	62	60
連結当期剰余金	△111	40	70	57	53
連結純資産額	720	754	819	870	917
連結総資産額	14,221	13,824	14,295	14,182	13,973
連結自己資本比率	9.22	9.79	9.37	10.00	10.64

(注) 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

(5) 連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	3年度 (令和4年3月31日)	4年度 (令和5年3月31日)
(資産の部)		
1 信用事業資産	11,723,670	11,520,311
(1) 現金及び預金	7,733,778	7,365,395
(2) 貸出金	4,006,831	4,178,246
(3) その他の信用事業資産	14,941	14,463
(4) 債務保証見返	-	-
(5) 貸倒引当金	△31,881	△37,793
2 共済事業資産	830	218
(1) その他の共済事業資産	830	218
(2) 貸倒引当金	-	-
3 経済事業資産	366,905	395,608
(1) 経済事業未収金	118,543	104,008
(2) 棚卸資産	143,219	112,303
(3) その他の経済事業資産	115,781	191,698
(4) 貸倒引当金	△10,638	△12,401
4 雑資産	40,613	34,850
5 固定資産	1,087,344	1,061,265
(1) 有形固定資産	1,078,477	1,053,518
建物	1,169,572	1,172,017
機械装置	179,481	178,414
土地	811,097	810,777
リース資産	244,559	239,314
建設仮勘定	-	-
その他の有形固定資産	287,108	287,862
減価償却累計額	△1,613,341	△1,634,868
(2) 無形固定資産	8,866	7,747
6 外部出資	956,114	956,204
(1) 外部出資	956,114	956,204
7 繰延税金資産	6,736	4,977
資産の部合計	14,182,214	13,973,438

(単位：千円)

科 目	3年度 (令和4年3月31日)	4年度 (令和5年3月31日)
(負 債 の 部)		
1 信用事業負債	12,710,150	12,444,769
(1) 貯金	12,676,061	12,427,834
(2) 譲渡性貯金	-	-
(3) 借入金	5,363	4,856
(4) その他の信用事業負債	28,725	12,078
(5) 債務保証	-	-
2 共済事業負債	66,013	67,075
(1) 共済資金	32,416	34,351
(2) その他の共済事業負債	33,597	32,724
3 経済事業負債	147,508	148,324
(1) 経済事業未払金	106,874	89,888
(2) その他の経済事業負債	40,634	58,436
4 設備借入金	-	-
5 雑負債	130,442	128,099
6 諸引当金	160,783	170,931
(1) 賞与引当金	2,525	4,985
(2) 退職給付に係る負債	113,847	124,487
(3) 役員退職慰労引当金	10,744	12,389
(4) 特例業務負担金引当金	33,664	29,068
7 繰延税金負債	-	-
8 再評価に係る繰延税金負債	97,090	97,090
負債の部合計	13,311,988	13,056,291
(純 資 産 の 部)		
1 組合員資本	637,135	684,051
(1) 出資金	452,883	447,342
(2) 資本剰余金	-	-
(3) 利益剰余金	196,753	250,476
(4) 処分未済持分	△12,471	△13,737
(5) 子会社の所有する親組合出資金	△30	△30
2 評価・換算差額等	233,071	233,071
(1) 土地再評価差額金	233,071	233,071
3 非支配株主持分	18	23
純資産の部合計	870,225	917,146
負債及び純資産の部合計	14,182,241	13,973,438

(6) 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	3年度	4年度
	(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
1 事業総利益	481,565	480,986
(1) 信用事業収益	105,726	103,099
資金運用収益	94,235	90,123
(うち預金利息)	(37,735)	(34,396)
(うち有価証券利息)	(—)	(—)
(うち貸出金利息)	(50,586)	(52,072)
(うちその他受入利息)	(5,913)	(3,654)
役務取引等収益	9,713	9,229
その他事業直接収益	-	-
その他経常収益	1,776	3,747
(2) 信用事業費用	39,682	24,850
資金調達費用	3,087	2,069
(うち貯金利息)	(2,521)	(1,867)
(うち給付補填備金繰入)	(107)	(102)
(うち譲渡性貯金利息)	(—)	(—)
(うち借入金利息)	(9)	(14)
(うちその他支払利息)	(448)	(83)
役務取引等費用	2,798	2,838
その他事業直接費用	-	-
その他経常費用	33,797	19,941
(うち貸倒引当金繰入額)	(20,097)	(5,399)
信用事業総利益	66,043	78,249
(3) 共済事業収益	105,995	96,249
共済付加収入	98,941	90,480
その他の収益	7,054	5,768
(4) 共済事業費用	6,555	5,093
共済推進費及び共済保全費	3,802	2,676
その他の費用	2,752	2,416
共済事業総利益	99,440	91,156
(5) 購買事業収益	1,221,386	1,126,407
購買品供給高	1,154,926	1,056,981
購買品手数料	-	1,430
修理サービス料	44,403	47,181
その他の収益	22,056	20,815
(6) 購買事業費用	1,019,108	924,583
購買品供給原価	977,311	897,704
購買供給費	2,523	2,331
修理サービス費	31,100	32,372
その他の費用	8,172	10,174
購買事業総利益	202,278	201,824
(7) 販売事業収益	75,496	75,434
販売品販売高	-	-
販売手数料	57,785	56,112
その他の収益	17,710	19,321
(8) 販売事業費用	4,334	4,140
販売品販売原価	-	-
販売費	-	-
その他の費用	4,334	4,140
販売事業総利益	71,161	71,293
(9) その他事業収益	74,090	69,726
(10) その他事業費用	31,449	31,263
その他事業総利益	42,641	38,462
2 事業管理費	425,324	427,966
(1) 人件費	262,254	266,855
(2) その他事業管理費	163,070	161,111
事業利益	56,240	53,020

科 目	3年度	4年度
	(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
3 事業外収益	31,521	32,640
(1) 受取雑利息	-	-
(2) 受取出資配当金	16,020	16,020
(3) 持分法による投資益	-	-
(4) その他の事業外収益	15,501	16,619
4 事業外費用	24,780	24,880
(1) 寄付金	345	535
(2) 持分法による投資損	-	-
(3) その他の事業外費用	24,435	24,345
経 常 利 益	62,981	60,779
5 特別利益	440	166
(1) 固定資産処分益	440	166
(2) 負ののれん発生益	-	-
(3) 特例業務負担金引当金戻入益	-	-
6 特別損失	6,350	1,217
(1) 固定資産処分損	5,903	897
(2) 減損損失	446	320
(3) その他の特別損失	-	-
税金等調整前当期利益	57,072	59,729
法人税・住民税及び事業税	728	4,241
法人税等調整額	△926	1,759
法人税等合計	△198	6,000
当期利益	57,270	53,728
非支配株主に帰属する当期利益	3	4
当期剰余金	57,267	53,723

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	3年度	4年度
	(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	57,073	59,729
減価償却費	29,278	26,203
減損損失	447	320
貸倒引当金の増減額(△は減少)	19,089	7,682
賞与引当金の増減額(△は減少)	△203	2,460
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△3,604	12,284
その他引当金等の増減額(△は減少)	△4,909	△4,596
信用事業資金運用収益	△94,236	△90,123
信用事業資金調達費用	3,087	2,069
受取雑利息及び受取出資配当金	△16,020	△16,020
固定資産売却損益(△は益)	5,463	730
外部出資関係損益(△は益)	-	-
資産除去債務にかかる増加額	273	279
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増(△)減	△372,679	△171,415
預金の純増(△)減	-	150,000
貯金の純増減(△)	△82,792	△248,227
信用事業借入金の純増減(△)	1,307	△507
その他の信用事業資産の純増減	△750	411
その他の信用事業負債の純増減	△24,556	△16,325
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済資金の純増減(△)	△2,102	1,935
未経過共済付加収入の増(△)減	△367	△866
その他共済事業資産の増(△)減	467	612
その他共済事業負債の増(△)減	△60	△6
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	17,283	14,535
経済受託債権の純増(△)減	△36,590	△75,867
棚卸資産の純増(△)減	△4,039	30,916
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	△14,883	△16,986
経済受託債務の純増減(△)	△14,715	17,802
その他経済事業資産の増(△)減	1,169	△51
その他経済事業負債の増(△)減	-	-
(その他の資産及び負債の増減)		
信用事業資金運用による収入	95,076	90,191
信用事業資金調達による支出	△4,046	△2,391
未払消費時等の増減額	△7,259	△2,658
その他の資産の純増(△)減	4,207	5,755
その他の負債の純増(△)減	△1,957	6,153
小 計	△447,635	△215,973
雑利息及び出資配当金の受取額	16,020	16,020
法人税等の支払額	△728	△2,969
事業活動によるキャッシュ・フロー	△432,342	△202,922
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△6,235	△12,896
固定資産の売却による収入	100,778	△31,890
外部出資による支出	-	△90
その他の支出	-	-

科 目	3年度	4年度
	(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー	94,543	△44,876
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△10,752	△6,999
出資の払戻しによる支出	5,553	5,004
持分の取得による支出	7,914	5,541
持分の譲渡による収入	△6,201	△6,952
非支配株主持分への配当金支払額	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,486	△2,869
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
5 現金及び現金同等物の増加額（減少額）	△438,777	△218,383
6 現金及び現金同等物の期首残高	1,772,289	1,333,512
7 現金及び現金同等物の期末残高	1,333,512	1,115,129

(8) 令和3年度連結注記表

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記】	
(1) 連結の範囲に関する事項	
① 連結される子会社・子法人等	・ ・ ・ ・ ・ 1社 大地ライフサポート株式会社
(2) 持分法の適用に関する事項	
① 持分法適用の関連法人等	・ ・ ・ ・ ・ 2社 奥羽金沢温泉株式会社、新庄青果株式会社
(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項	
① 連結される子会社・子法人等の決算日は次の通りです。	
3月末日	・ ・ ・ ・ ・ 1社
② 連結される子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しています。	
(4) のれん勘定の償却方法及び償却期間	
該当事項はありません。	
(5) 剰余金処分項目当の取扱いに関する事項	
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した使役処分に基づいて作成しています。	
(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲	
① 現金及び現金同等物の範囲	
連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の現金及び預金のうち、現金及び預金中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。	
② 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	7,733,778 千円
別段預金、定期預金及び譲渡性預金	△6,400,267 千円
現金及び現金同等物	1,333,512 千円
【重要な会計方針に係る事項に関する注記】	
(1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法	
① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法	
イ 子会社株式及び関連会社株式	： 移動平均法による原価法
ロ その他有価証券	
・ 市場価格のない株式等	： 移動平均法による原価法
② 棚卸資産の評価基準及び評価方法	
購買品（肥料・農薬・飼料・出荷資材・温床資材の数量管理品）	
総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）	
購買品（農機・自動車）	
個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）	
購買品（上記以外）	
売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）	
その他の棚卸資産	
最終仕入原価法・石油商品に関しては売価還元法による原価法	

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法)

②無形固定資産

定額法

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、信用部等が資産査定を実施し、当該部署から独立した企画管理部等が査定結果を検証しております。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計期負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上していません。

⑤特例業務負担金引当金

旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出する特例業務負担金の令和4年3月末現在における令和14年3月までの将来見込額を計上しています。

⑥子会社支援引当金

子会社の再建に伴う親組合としての支援損失に備えるため、当該子会社の財務状態等を勘案し、

損失見積額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 収益認識関連

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日)を適用しており、約束した財、又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下の通りであります。

イ 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ロ 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ハ 保管事業

組合員が生産した米、大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

ニ 利用事業

ライスセンター・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ホ 宅地供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

ヘ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービス等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式としています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示してい

ます。

(7) その他連結計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合及び子会社等は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っております。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については、当組合が販売を行いプール計算する「JA 共同計算」を行っており、「JA 共同計算」には、当組合が再委託した全国農業協同組合連合会山形県本部が販売を行いプール計算する「県域共同計算」の結果を組み入れています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、期末において経済受託債権および経済受託債務を相殺する会計処理を行うとともに、当組合が受け取る販売手数料を控除した経済受託債務残高を生産者への精算金として留保し、最終精算時に精算金として支払っています。

③ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

【会計方針の変更に関する注記】

収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

(2) 発行したポイントの会計処理

購買事業において、購買品の供給に伴い付与するポイントについて、従来は、付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上し、当該引当金の繰入額を事業費用として計上しておりましたが、付与したポイントを履行義務として識別

し、収益の計上を繰り延べる方法に変更しております。なお、契約負債を経済事業負債の経済受託債務に含めて表示しております。

時価の算定に関する会計基準の適用

当組合は、「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44 - 2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

【会計上の見積りに関する注記】

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計期の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）6,736 千円（繰延税金負債と相殺前の金額は 7,845 千円であります。）

② その他の情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和 2 年 6 月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次連結会計年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次連結会計年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の計算書類に計上した金額 減損損失 446 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和 2 年 6 月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、次連結会計年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金①

① 当連結会計年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 92,932 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(i)算定方法

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3)引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

(ii)主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

(iii)翌連結会計年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

(1)有形固定資産にかかる圧縮記帳額

取得価額から控除している圧縮記帳額は705,673千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 554,563千円 機械装置 77,185千円 その他の有形固定資産 73,925千円

(2)担保に供している資産

定期預金のうち1,300,000千円をJAバンク基本方針に基づく相互援助預金の担保に、1,500,000千円を為替決済の担保に供しています。

(3)役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び債務

親組合の役員に対する記載すべき金銭債権の総額は97,001千円です。

親組合の役員に対する記載すべき金銭債務はありません。

(5)信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権は無く、危険債権額は116,073千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は116,073千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(6) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

①再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日

②再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額

△296,261 千円

③同法第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める、当該事業用土地の近隣の地価公示法第 6 条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格（公示価格）に合理的な調整を行って算出しました。

【連結損益計算書に関する注記】

(1) 減損損失に関する注記

①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合及び子会社等では、投資の意思決定を行う単位を基本にグルーピングを実施した結果、本所並びに農業関連施設については、組合員の JA 利用促進を通じて他の一般資産のキャッシュ・フローの生成に寄与しているため、また生活関連施設について、投資意思決定時の経緯からも同地域でのライフラインとしての機能を果たすことにより、組合員の JA 利用促進を図り、他の一般資産のキャッシュ・フローに寄与しているため、JA 全体の共用資産としています。

賃貸資産、遊休資産については、物件ごとにグルーピングを行っています。

当連結会計期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
梅ヶ崎用地	遊 休	土 地	業務外固定資産
大地会館用地	遊 休	土 地	

②減損損失の認識に至った経緯

梅ヶ崎用地は遊休資産であり、処分可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。

大地会館用地については、当該店舗の営業を休止した為遊休資産となり、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

③減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

梅ヶ崎用地 99 千円（土地 99 千円）

大地会館用地 347 千円（土地 347 千円）

合 計 446 千円（土地 99 千円）

④回収可能額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

【金融商品に関する注記】

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合及び子会社等は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付、残った余裕金を農林中央金庫へ預けて、運用を行っています。

② 金融商品の内容及びリスク

当組合及び子会社等が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

当組合及び子会社等は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査担当部署を設置し与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ. 市場リスクの管理

当組合及び子会社等では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合及び子会社等で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金です。

当組合及び子会社等では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が10,282千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合及び子会社等では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方法などの

策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	7,643,004	7,643,132	128
貸出金	4,006,831		
貸倒引当金 (*1)	△31,881		
貸倒引当金控除後	3,974,950	4,074,152	99,202
資 産 計	11,708,728	11,808,058	99,330
貯金	12,676,061	12,676,845	784
負 債 計	12,676,061	12,676,845	784

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

《資産》

イ. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下 OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ロ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を

控除した額を時価に代わる金額としています。

《負債》

イ. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- ⑥ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報に含まれていません。

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額

外部出資（※1）	956,114
合計	956,114

(※1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

- ⑦ 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	7,643,004	—	—	—	—	—
貸出金（※1・2）	445,118	292,935	252,382	229,964	207,312	2,566,689
合計	8,088,122	292,935	252,382	229,964	207,312	2,566,689

(※1) 貸出金のうち、当座貸越 114,019 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は、「5年超」に含めています。

(※2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 12,430 千円は償還日が特定できないため、含めていません。

- ⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年以内 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（※1）	11,662,259	339,317	477,515	183,058	13,558	352
合計	11,662,259	339,317	477,515	183,058	13,558	352

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

【退職給付に関する注記】

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全国農林漁業団体共済会との契約に基づく特定退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計上にあたっては、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	118,015 千円
退職給付費用	19,307 千円
退職給付の支払額	△21,801 千円
特定退職金共済制度への拠出金	<u>△1,674 千円</u>
期末における退職給付引当金	113,847 千円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	133,322 千円
特定退職金共済制度	<u>△19,475 千円</u>
退職給付引当金	113,847 千円

(4) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	19,307 千円
----------------	-----------

(5) 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金 3,047 千円を特例業務負担金引当金の取り崩しにより拠出しています。

なお、同組合より示された令和 4 年 3 月末現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、32,621 千円となっています。

【税効果会計に関する注記】

(2) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	21,931 千円
減損損失（非償却資産）	12,797 千円
外部出資直接償却	15,755 千円
子会社支援引当金	9,934 千円

貸倒損失	11,497 千円
資産除去債務	3,324 千円
役員退職慰労引当金	2,972 千円
無形固定資産	3,197 千円
経済受取利息	1,823 千円
繰越欠損金	19,901 千円
その他	<u>1,713 千円</u>
繰延税金資産小計	104,848 千円
評価性引当額	<u>△97,003 千円</u>
繰延税金資産合計 (A)	7,845 千円

繰延税金負債

全農出資金	△148 千円
有形固定資産 (除去費用)	<u>△960 千円</u>
繰延税金負債合計 (B)	<u>△1,108 千円</u>
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	6,736 千円

(3) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.71%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.89%
評価性引当額の増減	△10.13%
税務上の繰越欠損金等	△15.20%
その他	△0.82%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.67%

令和4年度連結注記表

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記】	
(6) 連結の範囲に関する事項	
① 連結される子会社・子法人等	・ ・ ・ ・ ・ 1社 大地ライフサポート株式会社
(7) 持分法の適用に関する事項	
① 持分法適用の関連法人等	・ ・ ・ ・ ・ 2社 奥羽金沢温泉株式会社、新庄青果株式会社
(8) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項	
① 連結される子会社・子法人等の決算日は次の通りです。	
3月末日	・ ・ ・ ・ ・ 1社
② 連結される子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しています。	
(9) のれん勘定の償却方法及び償却期間	
該当事項はありません。	
(10) 剰余金処分項目当の取扱いに関する事項	
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した使役処分に基づいて作成しています。	
(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲	
① 現金及び現金同等物の範囲	
連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の現金及び預金のうち、現金及び預金中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。	
② 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	7,365,395 千円
別段預金、定期預金及び譲渡性預金	△6,250,267 千円
現金及び現金同等物	1,115,129 千円
【重要な会計方針に係る事項に関する注記】	
(1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法	
① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法	
イ 子会社株式及び関連会社株式	： 移動平均法による原価法
ロ その他有価証券	
・ 市場価格のない株式等	： 移動平均法による原価法
② 棚卸資産の評価基準及び評価方法	
購買品（肥料・農薬・飼料・出荷資材・温床資材の数量管理品）	
総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）	
購買品（農機・自動車）	
個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）	
購買品（上記以外）	
売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）	
その他の棚卸資産	
最終仕入原価法・石油商品に関しては売価還元法による原価法	

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法)

②無形固定資産

定額法

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、信用共済部等が資産査定を実施し、当該部署から独立した企画管理部が査定結果を検証しております。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計期負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤特例業務負担金引当金

旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出する特例業務負担金の令和5年3月末現在における令和14年3月までの将来見込額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

①収益認識関連

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下の通りであります。

イ 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ロ 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ハ 保管事業

組合員が生産した米、大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

ニ 利用事業

ライスセンター・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ホ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

ヘ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービス等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(5)消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式としています。

(6)計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7)その他連結計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合及び子会社等は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っております。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

②米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経

費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については、当組合が販売を行いプール計算する「JA 共同計算」を行っており、「JA 共同計算」には、当組合が再委託した全国農業協同組合連合会山形県本部が販売を行いプール計算する「県域共同計算」の結果を組み入れています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、期末において経済受託債権および経済受託債務を相殺する会計処理を行うとともに、当組合が受け取る販売手数料を控除した経済受託債務残高を生産者への精算金として留保し、最終精算時に精算金として支払っています。

③当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

【会計方針の変更に関する注記】

時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

【会計上の見積りに関する注記】

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当連結会計期の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）4,977 千円（繰延税金負債と相殺前の金額は 6,037 千円であります。）

②その他の情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りにについては、令和 5 年 3 月に経営管理委員会で決議した中期経営計画（案）を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次連結会計年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次連結会計年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当連結会計年度の計算書類に計上した金額 減損損失 320 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和5年3月に経営管理委員会で決議した中期経営計画（案）を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、次連結会計年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3)貸倒引当金①

① 当連結会計年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 50,207千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(i)算定方法

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3)引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

(ii)主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

(iii)翌連結会計年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

(1)有形固定資産にかかる圧縮記帳額

取得価額から控除している圧縮記帳額は705,673千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 554,563千円 機械装置 77,185千円 その他の有形固定資産 73,925千円

(2)担保に供している資産

定期預金のうち1,300,000千円をJAバンク基本方針に基づく相互援助預金の担保に、1,500,000千円を為替決済の担保に供しています。

(3)役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び債務

親組合の役員に対する記載すべき金銭債権の総額は89,364千円です。

親組合の役員に対する記載すべき金銭債務はありません。

(5)信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権は2,540千円、危険債権額は103,652千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は106,192千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(6) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

①再評価を行った年月日 平成11年3月31日

②再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額
△296,261千円

③同法第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める、当該事業用土地の近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格(公示価格)に合理的な調整を行って算出しました。

【連結損益計算書に関する注記】

(1) 減損損失に関する注記

①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合及び子会社等では、投資の意思決定を行う単位を基本にグルーピングを実施した結果、本所並びに農業関連施設については、組合員のJA利用促進を通じて他の一般資産のキャッシュ・フローの生成に寄与しているため、また生活関連施設について、投資意思決定時の経緯からも同地域でのライフラインとしての機能を果たすことにより、組合員のJA利用促進を図り、他の一般資産のキャッシュ・フローに寄与しているため、JA全体の共用資産としています。

賃貸資産、遊休資産については、物件ごとにグルーピングを行っています。

当連結会計期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
梅ヶ崎用地	遊 休	土 地	業務外固定資産
大地会館用地	遊 休	土 地	

②減損損失の認識に至った経緯

梅ヶ崎用地は遊休資産であり、処分可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。

大地会館用地については、当該店舗の営業を休止した為遊休資産となり、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

③減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

梅ヶ崎用地	149 千円 (土地 149 千円)
大地会館用地	170 千円 (土地 170 千円)
合 計	320 千円 (土地 320 千円)

④回収可能額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

【金融商品に関する注記】

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合及び子会社等は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けて、運用を行っています。

② 金融商品の内容及びリスク

当組合及び子会社等が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

当組合及び子会社等は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査担当部署を設置し与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ. 市場リスクの管理

当組合及び子会社等では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合及び子会社等で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当

組合において主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金です。

当組合及び子会社等では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が10,642千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合及び子会社等では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方法などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	7,365,395	7,364,170	△1,225
貸出金	4,178,246		
貸倒引当金 (*1)	△37,793		
貸倒引当金控除後	4,140,453	4,207,317	65,864
資 産 計	11,505,848	11,571,487	65,639
貯金	12,427,834	12,425,732	△2,101
負 債 計	12,427,834	12,425,732	△2,101

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

《資産》

イ. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっていま

す。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下 OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ロ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

《負債》

イ. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

⑤ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報に含まれていません。

⑥

(単位：千円)

貸借対照表計上額

外部出資	956,204
合計	956,204

⑦ 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	7,365,395	—	—	—	—	—
貸出金(※1・2)	448,698	287,665	261,223	237,662	215,599	2,717,119
合計	7,814,093	287,665	261,223	237,662	215,599	2,717,119

(※1) 貸出金のうち、当座貸越 116,810 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は、「5年超」に含めています。

(※2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 10,280 千円は償還日が特定できないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年以内 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※1)	11,662,259	339,317	477,515	183,058	13,558	352
合計	11,662,259	339,317	477,515	183,058	13,558	352

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

【退職給付に関する注記】

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全国農林漁業団体共済会との契約に基づく特定退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計上にあたっては、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	113,847 千円
退職給付費用	18,681 千円
退職給付の支払額	△6,577 千円
特定退職金共済制度への拠出金	<u>△1,464 千円</u>
期末における退職給付引当金	124,487 千円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	144,607 千円
特定退職金共済制度	<u>△20,120 千円</u>
退職給付引当金	124,487 千円

(4) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	18,681 千円
----------------	-----------

(5) 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金 2,875 千円を特例業務負担金引当金の取り崩しにより拠出しています。

なお、同組合より示された令和 5 年 3 月末現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、27,209 千円となっています。

【税効果会計に関する注記】

(3) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	20,997 千円
減損損失（非償却資産）	12,838 千円
外部出資直接償却	15,755 千円
子会社支援引当金	7,602 千円
貸倒損失	11,497 千円
退職給付引当金	3,518 千円
資産除去債務	3,401 千円
役員退職慰労引当金	3,427 千円
無形固定資産	3,452 千円
経済受取利息	1,902 千円
賞与引当金	1,183 千円
繰越欠損金	11,255 千円
その他	<u>1,334 千円</u>
繰延税金資産小計	98,167 千円
評価性引当額	<u>△92,130 千円</u>
繰延税金資産合計（A）	6,037 千円

繰延税金負債

全農出資金	△148 千円
有形固定資産（除去費用）	<u>△910 千円</u>
繰延税金負債合計（B）	<u>△1,059 千円</u>
繰延税金資産の純額（A） + （B）	4,977 千円

(4) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.73%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.72%
住民税均等割等	0.91%
評価性引当額の増減	△8.18%
税務上の繰越欠損金等	△18.90%
法人税等から控除される所得税額	1.52%
その他	8.75%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.77%

(9) 連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	3 年度	4 年度
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	137,191	196,753
2 利益剰余金増加高	59,561	53,723
当期剰余金	57,267	53,723
土地再評価差額金取崩額	2,293	-
3 利益剰余金減少高	-	-
土地再評価差額金取崩額	-	-
4 利益剰余金期末残高	196,753	250,476

(10) 農協法に基づく開示債権

(単位：百万円)

区 分	3 年度	4 年度	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	-	2	2
危険債権額	116	103	△13
三月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	-	-	-
合 計	116	106	△10

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

(11) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：千円)

区 分	項 目	3 年度	4 年度
信 用 事 業	事業収益	105,726	103,099
	経常利益	7,234	33,091
	資産の額	11,723,670	11,520,311
共 済 事 業	事業収益	105,995	96,249
	経常利益	42,354	40,002
	資産の額	830	218
農 業 関 連 事 業	事業収益	763,163	710,248
	経常利益	44,880	19,689
	資産の額	353,194	395,608
そ の 他 事 業	事業収益	607,809	561,319
	経常利益	△31,487	△32,003
	資産の額	2,104,520	2,057,301
計	事業収益	1,582,693	1,470,915
	経常利益	62,981	60,779
	資産の額	14,182,214	13,973,438

2. 連結自己資本の充実の状況

◇連結自己資本比率の状況

令和5年3月末における連結自己資本比率は、10.64%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	新庄市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	447百万円（前年度452百万円）

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	3年度末	4年度末
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	637,135	684,051
うち、出資金及び資本剰余金の額	452,853	447,342
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	196,753	250,476
うち、外部流出予定額 (△)	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	△12,471	△13,767
コア資本に算入される評価・換算差額等	-	-
うち、退職給付に係るものの額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	18	23
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	13,128	13,834
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	13,128	13,834
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
うち、回転出資金の額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	29,714	14,857
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	679,995	712,765
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	6,414	5,604
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む）の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	6,414	5,604
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-

項 目	3年度末	4年度末
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するもの の額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連する ものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するもの の額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するもの の額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連する ものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するもの の額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	6,414	5,604
自己資本		
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	673,581	707,161
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	6,561,806	6,477,112
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	333,162	330,162
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るもの の額	-	-
うち、上記以外に該当するもの の額	333,162	330,162
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	173,915	171,574
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	6,735,721	6,648,687
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 (ハ) / (ニ)	10.00	10.64

(注)

1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット		3年度			4年度		
		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 A	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
	現金	90,573	-	-	99,915	-	-
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
	外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
	国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
	我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
	国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
	地方公共団体金融機関向け	-	-	-	-	-	-
	我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
	地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	7,646,242	1,529,248	61,169	7,268,600	1,453,720	58,148
	法人等向け	303,983	254,357	9,814	257,754	219,578	8,783
	中小企業等向け及び個人向け	169,850	124,721	4,988	169,850	124,721	4,988
	抵当権付住宅ローン	229,499	80,270	3,210	240,934	84,327	3,373
	不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
	三月以上延滞等	9,744	267	10	14,500	264	10
	取立未済手形	7,900	1,580	63	7,123	1,424	56
	信用保証協会等保証付	2,421,895	239,450	9,578	2,616,582	259,454	10,378
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
	共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
	出資等	106,873	106,873	4,274	106,963	106,963	4,278
	(うち出資等のエクスポージャー)	106,873	106,873	4,274	106,963	106,963	4,278
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
	上記以外	2,894,654	3,894,875	155,795	2,893,216	3,905,346	156,213
	(うち他の金融機関等の対象資本等)	-	-	-	-	-	-

調達手段のうち対象普通出資等及び その他外部TLAC関連調達手段に 該当するもの以外のものに係るエク スポージャー)						
(うち農林中央金庫又は農業協同組 合連合会の対象資本調達手段に係る エクスポージャー)	961,754	2,404,385	96,175	961,754	2,404,386	96,175
(うち特定項目のうち調整項目に算 入されない部分に係るエクスポー ジャー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十 を超える議決権を保有している他の 金融機関等に係るその他外部TLA C関連調達手段に関するエクスポー ジャー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十 を超える議決権を保有していない他 の金融機関等に係るその他外部TL AC関連調達手段に係る5%基準額 を上回る部分に係るエクスポー ジャー)	-	-	-	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	1,932,899	1,490,489	59,619	1,931,462	1,500,960	60,038
証券化	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
(うち非STC適用分)	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用さ れるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-	-	-	-
(うちマンドート方式)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額を 算入されるものの額	-	330,162	13,206	-	330,162	13,206
他の金融機関等の対象資本調達手段に係 るエクスポージャーに係る経過措置によ りリスク・アセットの額を算入されな かったものの額 (△)	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	-	-	-	-	-	-

CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計 (信用リスク・アセットの額)	14,217,533	6,561,806	262,472	14,004,796	6,477,112	259,084
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額		
	a	b = a × 4%	a	b = a × 4%		
	173,915	6,956	171,574	6,862		
所要自己資本総計	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額		
	a	b = a × 4%	A	b = a × 4%		
	6,735,721	269,428	6,648,687	265,947		

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>
(粗利益（正の値の場合に限る）×15%）の直近3年間の合計額 ÷ 8%

(3) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、J A以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 6）をご参照ください。

（注）単体の「リスク管理の状況」の項目に記載。

② 標準的手法に関する事項

当J Aでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R & I）
株式会社日本格付研究所（J C R）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（M o o d y ' s）
S & P グローバル・レーティング（S & P）
フィッチレーティングスリミテッド（F i t c h）

（注）「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

③ 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：千円)

		3年度			4年度		
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	三月以上延滞エクスポージャー
	国内	13,881,217	4,099,164	9,744	13,669,290	4,252,994	
	国外	—	—	—	—	—	—
地域別残高計		13,881,217	4,099,164	9,744	13,669,290	4,252,994	14,500
法人	農業	24,908	24,908	—	28,175	28,175	—
	林業	1,980	—	—	352	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—
	製造業	897	—	—	777	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	408	—	—	268	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	89	—	—	101	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	7,227,774	114,012	—	6,847,926	114,012	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	622,542	88,876	996	606,920	71,206	996
	日本国政府・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
	上記以外	206,466	173,875	2,054	175,771	160,161	2,054
個人		3,777,182	3,697,490	6,693	3,965,183	3,879,438	11,449
その他		2,018,966	—	—	2,043,812	—	—
業種別残高計		13,881,217	4,099,164	9,744	13,669,290	4,252,994	14,500
1年以下		7,851,436	205,193		7,489,410	180,809	
1年超3年以下		186,605	186,605		129,251	129,251	
3年超5年以下		209,644	209,644		206,609	206,609	
5年超7年以下		225,672	225,672		226,938	226,938	
7年超10年以下		215,765	215,765		206,618	206,618	
10年超		3,035,497	3,035,497		3,240,088	3,240,088	
期限の定めのないもの		137,630	20,786		126,559	22,678	
残存期間別残高計		13,881,217	4,099,164		13,669,290	4,252,994	

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

④ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	3年度					4年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	12,610	13,128	—	12,610	13,128	13,128	13,834	—	13,128	13,834
個別貸倒引当金	56,436	79,804	—	56,435	79,804	79,804	76,121	—	79,804	76,121

⑤ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区 分	3 年度						4 年度					
	期首残 高	期中増 加額	期中減少額		期末残 高	貸出金 償却	期首残 高	期中増 加額	期中減少額		期末残 高	貸出金 償却
			目的使 用	その他					目的使 用	その他		
国 内	56,435	79,804	-	56,435	79,804	-	79,804	76,121	-	79,804	76,121	-
国 外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別計	56,435	79,804	-	56,435	79,804	-	79,804	76,121	-	79,804	76,121	-
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	47,284	50,513	-	47,284	50,513	-	50,513	39,170	-	50,513	39,170
	上記以外	2,733	2,054	-	2,733	2,054	-	2,054	2,055	-	2,054	2,055
個 人	6,417	27,235	-	6,417	27,235	-	27,235	34,895	-	27,235	34,895	
業種別計	56,435	79,804	-	56,435	79,804	-	79,804	76,121	-	79,804	76,121	

⑥ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト 1250%を適用する残高

(単位：千円)

		3年度			4年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘 案 後 残 高	リスク・ウエイト 0%	-	90,573	90,573	-	99,915	99,915
	リスク・ウエイト 2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウエイト 4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウエイト 10%	-	2,394,504	2,394,504	-	2,594,539	2,594,539
	リスク・ウエイト 20%	6,400,042	1,246,200	7,646,242	6,250,041	1,025,683	7,275,724
	リスク・ウエイト 35%	-	229,344	229,344	-	211,684	211,684
	リスク・ウエイト 50%	9,744	-	9,744	12,065	-	12,065
	リスク・ウエイト 75%	-	166,294	166,294	-	160,363	160,363
	リスク・ウエイト 100%	303,875	1,852,670	2,156,545	260,189	1,868,424	2,128,613
	リスク・ウエイト 150%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウエイト 250%	-	961,754	961,754	-	961,754	961,754
	その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウエイト 1250%		-	-	-	-	-	-
計		6,713,662	6,949,243	13,662,905	6,522,296	6,922,365	13,444,661

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあたって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続等は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 66）をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	3年度		4年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-
抵当権住宅ローン	-	-	-	29,182
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-
上記以外	11,554	510,419	9,042	494,895
合計	11,554	510,419	9,042	524,077

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

（5）派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

（6）証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

（7）オペレーショナル・リスクに関する事項

① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 7）をご参照ください。

(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他、これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。

また、関連会社についても子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 68）をご参照ください。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位：千円)

	3年度		4年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	954,614	954,614	954,704	954,704
合計	954,614	954,614	954,704	954,704

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 該当する取引はありません。

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等） 該当する取引はありません。

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等） 該当する取引はありません。

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(10) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定方法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、JAの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（p. 69）をご参照ください。

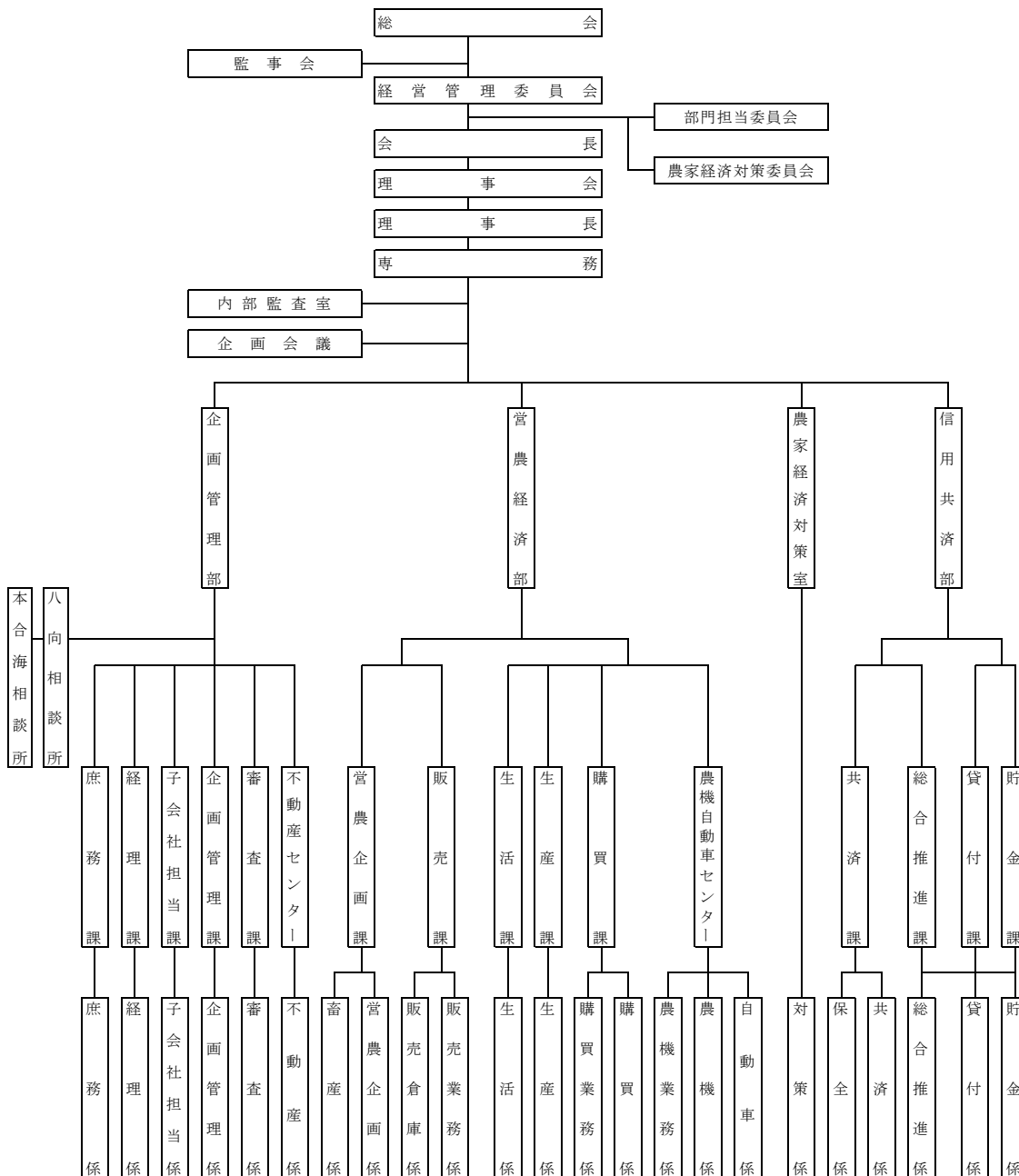
② 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

（単位：百万円）

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	100	96	27	30
2	下方パラレルシフト	△80	△46	△1	-
3	スティープ化	91	92		
4	フラット化	△62	△42		
5	短期金利上昇	2	-		
6	短期金利低下	△6	△9		
7	最大値	100	96	27	30
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	707		673	
IRRBB 1：金利リスク					

【JAの概要】

1. 機構図



2. 役員構成（役員一覧）

（令和5年3月現在）

役職名	常勤・非常勤の区分	代表権の有無	氏名	就任年月日	任期満了年月日	摘要
経営管理委員会会長	非常勤		山科 朝則	H21.6.13	R6.6月	
経営管理委員会副会長	非常勤		沼澤 正和	H27.6.20	R6.6月	認定農業者
経営管理委員	非常勤		森 利夫	H18.6.11	R6.6月	認定農業者
経営管理委員	非常勤		今田 供明	H18.6.11	R6.6月	認定農業者
経営管理委員	非常勤		星川 秀男	H24.6.23	R6.6月	認定農業者
経営管理委員	非常勤		武田 広美	H27.6.20	R6.6月	認定農業者
経営管理委員	非常勤		浅沼 玲子	H27.6.20	R6.6月	女性役員
経営管理委員	非常勤		中鉢 早苗	H27.6.20	R6.6月	女性役員
経営管理委員	非常勤		伊藤 和彦	H30.6.23	R6.6月	認定農業者
経営管理員	非常勤		高山 和家	R3.6.19	R6.6月	
経営管理委員	非常勤		矢口 淳	R3.6.19	R6.6月	認定農業者
経営管理委員	非常勤		樋渡 澄雄	R3.6.19	R6.6月	
代表理事理事長	常勤	有	柿崎 広昭	H27.6.20	R6.6月	
代表理事専務	常勤	有	井上 達也	H27.6.20	R6.6月	
理事（信用事業専任）	常勤	無	佐藤 尚徳	H29.2.1	R6.6月	職員兼務
理事営農経済部長	常勤	無	齊藤 孝幸	R4.4.1	R6.6月	職員兼務
代表監事	非常勤		今田 浩徳	H18.6.11	R6.6月	
監事	非常勤		大 泉 泰	R3.6.19	R6.6月	
監事	非常勤		高 橋 篤	R3.6.19	R6.6月	
監事	非常勤		紀伊 義晴	H21.6.13	R6.6月	員外監事

3. 組合員数

(単位：人、団体)

区 分	3年度	3年度	増 減
正組合員	1,308	1,294	△14
個人	1,302	1,285	△17
法人	6	9	3
准組合員	644	654	10
個人	617	627	10
法人	27	27	0
合 計	1,952	1,948	△7

4. 組合員組織の状況

(単位：人)

組 織 名	員 数	組 織 名	員 数
支 部 長 会	81名	花 卉 生 産 協 議 会	17名
青 年 部	17名	促 成 野 菜 生 産 部 会	10名
東部ライスセンター利用組合	108名	さ くら ん ぼ 部 会	3名
和 牛 生 産 協 会	32名	ね ぎ 生 産 グ ル ー プ	9名
酪 農 協 会	5名	産 直 い な ふ ね 運 営 協 議 会	23名
きゅうり生産部会	2名	直 播 栽 培 研 究 会	35名
に ら 部 会	8名	新 型 農 業 機 械 研 究 会	168名
ア ス パ ラ 部 会	10名	年 金 受 給 者 友 の 会	987名
ト マ ト 部 会	6名		

5. 特定信用事業代理業者の状況

該当する代理業者はありません。

6. 地区一覧

新庄市の区域

7. 沿革・あゆみ

昭和47年3月新庄市内4農協（新庄・稲舟・八向・本合海）が合併し、新庄市農業協同組合を設立しました。

平成21年10月に信用事業を本所に集約し、同年11月に中央セルフスタンドがオープンし、平成23年12月に産直いなふねをオープン、平成25年10月に子会社である大地ライフサポート株式会社を設立し、燃料事業ガス事業、自動車整備事業、葬祭事業を移管しました。

平成29年9月にコンビニ本合海店をオープンしました。

平成30年4月から自動車整備事業を子会社から戻し、農機自動車センターとして再稼働しました。

8. 店舗等のご案内

(令和5年3月末現在)

店舗及び事務所名	住 所	電話番号	ATM（現金自動化機器） 設置・稼働状況
本 所	新庄市沖の町5番55号	(22) 3966	2台
本 合 海 支 所	新庄市大字本合海172番地	(26) 2311	
産 直 い な ふ ね	新庄市大字松本285番地	(22) 4928	
農機自動車センター	新庄市金沢字関屋4384-2	(23) 7500	
資 材 倉 庫 ゆきむろ倉庫	新庄市金沢字関屋4400-2	(23) 7505	